

東京都看護師等修学資金修学生のしおり

(令和7年度 貸与終了者用)

このしおりは、返還が完了するまで大切に保管しておいてください

問合せや届出の際に必要となりますので、
必ず下欄に貸与番号を記入してください。

氏 名		貸与番号								
-----	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--



東京都保健医療局

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当

電話番号 03-5320-4444 (修学資金担当 直通ダイヤル)

※上記番号から連絡することがございます。

事前に電話番号を登録し、着信があった際には、折り返しご連絡ください。

【東京都への書類の提出（問合せ）先】

〒163－8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当

電話番号 03-5320-4444 （修学資金担当 直通ダイヤル）

（9：00～17：45）

東京都看護師等修学資金 修学生のしおり（令和7年度 貸与終了者用） 目次

第1 修学資金の貸与を受けた皆さんへ	1
第2 修学資金貸与終了後の提出書類一覧表	
1 卒業前（在学中）の提出書類	2
2 進路決定後の届出書類	2
3 猶予中の共通手続	7
4 その他共通手続	7
第3 貸与終了後の届出	
1 卒業前（在学中）の提出書類	8
2 進路決定後の届出書類	11
3 猶予について	16
4 免除について	21
5 返還について	23
6 その他共通の手続について	29
7 F A Q（問合せの多い質問）	31
東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋）	36
東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋）	40
届出様式の記入例	45
修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第21号様式）	47
修学資金返還猶予申請書（第23号様式）	
＜指定施設従事＞（表）・（裏）	50
＜進学＞	52
＜試験不合格（翌年再受験）＞	53
＜やむを得ない理由（災害・疾病・出産等）＞	54
返還届（第15号様式）	
＜免除対象外施設（都外施設等）従事＞	55
＜指定施設・都内施設従事（一部返還）＞	56
＜猶予事由の消滅（退職等）＞	57
従事先変更届（第14号様式）	58
在職証明書（任意様式）	60
住所等変更届（第7号様式）	61

修学資金返還免除申請書（第 25 号様式）

＜指定施設 5 年間従事、都内施設 5 年間従事、死亡・心身の故障＞ . . . 62

＜指定施設 7 年間従事＞ . . . 63

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書） . . . 64

連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第 5 号様式） . . . 65

月賦額の特例に係る届出書 . . . 66

届出様式 . . . 67

修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第 21 号様式）

修学資金返還猶予申請書（第 23 号様式）（表）（裏：指定/都内施設証明）

返還届（第 15 号様式）

従事先変更届（第 14 号様式）（表）（裏：指定/都内施設証明）

住所等変更届（第 7 号様式）

修学資金返還免除申請書（第 25 号様式）（表）（裏：在職証明書）

連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第 5 号様式）

月賦額の特例に係る届出書

在職証明書（任意様式）

返還方法変更届

返還期間変更届

※東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）は、4 枚複写式のもの
を 1 組挟み込んであります。

※様式は、東京都保健医療局のホームページからダウンロードができます。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

ナースバンクのご案内 . . . 巻末

第1 修学資金の貸与を受けた皆さんへ

この修学資金は、東京都が条例に基づいて、卒業後都内で保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務（以下「看護業務」といいます。）に従事しようとする皆さんの学資として貸与したものです。

養成施設卒業後又は大学院修了後、引き続き5年以上、都内施設又は指定施設で看護業務に従事した場合、御本人からの申請に基づき返還免除の対象となります。

なお、養成施設等を卒業した翌年までに免許が取得できなかった場合や、卒業又は修了後直ちに都内施設又は指定施設に従事しなかった場合、都内施設又は指定施設で看護業務に従事した期間が5年に満たなかった場合は、その時点で全額返還になります。

免除の条件(※1)	貸与月額	免除額
①都内施設に5年間従事(※2)	25,000円～100,000円	25,000円×貸与月数
②指定施設に5年間従事	25,000円	25,000円×貸与月数
	50,000円～100,000円	50,000円×貸与月数
③指定施設に7年間従事	25,000円～50,000円	貸与月額×貸与月数
	75,000円～100,000円	75,000円×貸与月数
④看護業務上の理由による死亡又は心身の故障	25,000円～100,000円	貸与月額×貸与月数

※1 免除の条件は、原則として卒業後すぐの就職先により判断します。

※2 指定施設から都内施設、都内施設から指定施設への転職は、「都内施設への従事」に含みます。

返還事由に該当しても、必要書類の不備や未提出により返還決定が遅れた場合は、月賦での返還を選択されても、累積した月賦額がまとめて1回目に引き落とされますので、御注意ください。

このように、皆さんの今後の状況により手続がそれぞれ異なる上、卒業前から卒業直後、返還債務の免除や返還完了まで、数年にわたって手続（申請等）を行う義務があります。

なお、手続がされない場合、連帯保証人への連絡や強制的な返還決定、又は法的手続を取ることがありますので御注意ください。

このしおりには、卒業後（修了後）の修学資金の手続についての説明と、提出する書類が入っていますので、よく読んで内容を理解し、各種の手続を怠らないように十分注意してください。

また、皆さんには修学資金の貸与が決まったときに「修学生のしおり（新規貸与者用）」を配布していますが、今後の手続や必要な届出様式については、この「修学生のしおり（貸与終了者用）」にありますので、返還債務の免除若しくは返還完了になるまでは大切に保管してください。

備考：このしおりにおいて、条例とは東京都看護師等修学資金貸与条例、規則とは東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則のことをいいます。

第2 修学資金貸与終了後の提出書類一覧表

◆提出書類は、「写し」と記載されたもの以外は**原本**です。また、添付書式には必ず**貸与番号**を明記してください。

◆提出書類の詳しい記入方法については、本文及び45ページ以降の記入例を参考にしてください。

1 卒業前（在学中）の届出書類（8～10ページ参照）

【全員提出】卒業前（在学中）に提出	
①借用証書・返還予定明細書（第21号様式）	
②連帯保証人の印鑑登録証明書	

2 進路決定後の届出書類

(1) 看護業務に従事する場合（従事猶予）（11～15、16～18ページ参照）

ア 貸与月額 25,000 円の場合

貸与月額		25,000円	
（令和8年7月末までに提出） 進路決定後提出	事由	指定施設従事・都内施設従事	免除対象外施設従事
	猶予額	25,000円×貸与月数	—
	返還額	—	25,000円×貸与月数
	提出書類	①返還猶予申請書・裏面の指定/都内施設証明（第23号様式） ②登録済証明書又は免許証の写し（養成施設卒業者のみ） ③修了証の写し（大学院修了者のみ）	①返還届（第15号様式） ②口座振替依頼書（14ページ参照）
従事猶予を受けた後の手続	猶予後	都内施設・指定施設 5年間従事	都内施設・指定施設 5年未満で退職
	免除額	25,000円×貸与月数	—
	返還額	—	25,000円×貸与月数
	提出書類	①返還免除申請書（第25号様式） ②在職証明書	①返還届（第15号様式） ②口座振替依頼書（14ページ参照） ③在職証明書

イ 貸与月額 50,000 円の場合

貸与月額		50,000円					
(令和8年7月末までに提出)	事由	指定施設従事			都内施設従事		免除対象外施設従事
	猶予額	50,000円×貸与月数			25,000円×貸与月数		—
	返還額	—			25,000円×貸与月数		50,000円×貸与月数
	提出書類	①返還猶予申請書・裏面の指定施設証明(第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し(養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し(大学院修了者のみ)			①返還猶予申請書・裏面の都内施設証明(第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し(養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し(大学院修了者のみ) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照)		①返還届(第15号様式) ②口座振替依頼書(14ページ参照)
従事猶予を受けた後の手続	猶予後	指定施設 <u>5年間従事</u>	指定施設 5年未満で退職後、 1か月未満で都内施設へ 転職し、 <u>通算5年間従事</u>	指定施設 <u>5年未満で退職</u> (退職後、1か月未満で転職しない場合)	都内施設 <u>5年間従事</u>	都内施設 <u>5年未満で退職</u>	
	免除額	50,000円×貸与月数	25,000円×貸与月数	—	25,000円×貸与月数	—	
	返還額	—	25,000円×貸与月数	50,000円×貸与月数	—	25,000円×貸与月数	
	提出書類	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	[転職時] ①従事先変更届・裏面の都内施設証明(第14号様式) ②前従事先の在職証明書 ③返還猶予申請書(第23号様式) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照) ↓ [猶予満了時] ①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還届(第15号様式) ②口座振替依頼書(14ページ参照) ③在職証明書	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還届(第15号様式) ②在職証明書 ③口座振替依頼書(※進路決定後提出時から変更のある場合のみ)(14ページ参照)	

ウ 貸与月額 75,000 円の場合

貸与月額		75,000円					
(令和8年7月末までに提出)	事由	指定施設従事			都内施設従事		免除対象外施設従事
	猶予額	75,000円×貸与月数			25,000円×貸与月数		—
	返還額	—			50,000円×貸与月数		75,000円×貸与月数
	提出書類	①返還猶予申請書・裏面の指定施設証明(第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し(養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し(大学院修了者のみ)			①返還猶予申請書・裏面の都内施設証明(第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し(養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し(大学院修了者のみ) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照)		①返還届(第15号様式) ②口座振替依頼書(14ページ参照)
従事猶予を受けた後の手続	猶予後	指定施設 <u>7年間従事</u>	指定施設 <u>5年間従事</u> (指定施設を5年以上7年未満で退職)	指定施設 5年未満で退職後、 1か月未満で都内施設へ 転職し、 <u>通算5年間従事</u>	指定施設 <u>5年未満で退職</u> (退職後、1か月未満で転職しない場合)	都内施設 <u>5年間従事</u>	都内施設 <u>5年未満で退職</u>
	免除額	75,000円×貸与月数	50,000円×貸与月数	25,000円×貸与月数	—	25,000円×貸与月数	—
	返還額	—	25,000円×貸与月数	50,000円×貸与月数	75,000円×貸与月数	—	25,000円×貸与月数
	提出書類	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書 ③返還届(第15号様式) ④口座振替依頼書(14ページ参照)	[転職時] ①従事先変更届・裏面の都内施設証明(第14号様式) ②前従事先の在職証明書 ③返還猶予申請書(第23号様式) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照) ↓ [猶予満了時] ①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還届(第15号様式) ②口座振替依頼書(14ページ参照) ③在職証明書	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還届(第15号様式) ②在職証明書 ③口座振替依頼書(※進路決定後提出時から変更のある場合のみ)(14ページ参照)

エ 貸与月額 100,000 円の場合

貸与月額		100,000円						
(令和8年7月末までに提出)	事由	指定施設従事			都内施設従事		免除対象外施設従事	
	猶予額	75,000円×貸与月数			25,000円×貸与月数		—	
	返還額	25,000円×貸与月数			75,000円×貸与月数		100,000円×貸与月数	
	提出書類	①返還猶予申請書・裏面の指定施設証明(第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し(養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し(大学院修了者のみ) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照)			①返還猶予申請書・裏面の都内施設証明(第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し(養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し(大学院修了者のみ) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照)		①返還届(第15号様式) ②口座振替依頼書(14ページ参照)	
従事猶予を受けた後の手続	猶予後	指定施設 <u>7年間従事</u>	指定施設 <u>5年間従事</u> (指定施設を5年以上7年未満で退職)	指定施設 5年未満で退職後、 1か月未満で都内施設へ 転職し、 <u>通算5年間従事</u>	指定施設 <u>5年未満で退職</u> (退職後、1か月未満で転職しない場合)	都内施設 <u>5年間従事</u>	都内施設 <u>5年未満で退職</u>	
	免除額	75,000円×貸与月数	50,000円×貸与月数	25,000円×貸与月数	—	25,000円×貸与月数	—	
	返還額	—	25,000円×貸与月数	50,000円×貸与月数	75,000円×貸与月数	—	25,000円×貸与月数	
	提出書類	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書 ③返還届(第15号様式)	[転職時] ①従事先変更届・裏面の都内施設証明(第14号様式) ②前従事先の在職証明書 ③返還猶予申請書(第23号様式) ④返還届(第15号様式) ↓ [猶予満了時] ①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還届(第15号様式) ②在職証明書	①返還免除申請書(第25号様式) ②在職証明書	①返還届(第15号様式) ②在職証明書 ③口座振替依頼書(※進路決定後提出時から変更のある場合のみ)(14ページ参照)	

(2) 進学猶予・在学猶予・再受験猶予・その他猶予（13～14、18～20 ページ参照）

貸与月額		25, 000～100, 000円						
(令和8年7月末日までに提出)	事由	進学			卒業延長	試験不合格（卒業時）		やむを得ない理由 (出産・病気等)
	猶予額	貸与月額×貸与月数			貸与月額×貸与月数	貸与月額×貸与月数		貸与月額×貸与月数
	提出書類	①返還猶予申請書 (第23号様式) ②登録済証明書又は免許証の写し (養成施設卒業者のみ) ③修了証の写し (博士課程進学者のみ)			①返還猶予申請書 (第23号様式)	①返還猶予申請書 (第23号様式) ②試験受験の意思が記載された、日付及び本人署名のある陳述書		①返還猶予申請書 (第23号様式) ②猶予理由の証明書等 (19ページ参照) ③登録済証明書又は免許証の写し (養成施設卒業者のみ) ④修了証の写し (大学院修了者のみ)
猶予を受けた後の手続	猶予後	卒業・修了		進学先を退学	卒業・修了	卒業翌年試験合格	卒業翌年試験不合格	就職
	提出書類	①卒業証書/修了証の写し ②(1) 従事猶予へ(2～5ページ)	(退学後1か月未満に免除対象施設で従事した場合) ①退学日が分かる書類 ②(1) 従事猶予へ(2～5ページ)	(退学後1か月未満に免除対象施設で従事しない場合) ①退学日が分かる書類 ②返還届(第15号様式) ③口座振替依頼書(14ページ参照)	(1) 従事猶予へ(2～5ページ)	(1) 従事猶予へ(2～5ページ)	①返還届(第15号様式) ②口座振替依頼書(14ページ参照)	(1) 従事猶予へ(2～5ページ)

3 猶予中の共通手続 (17～20 ページ参照)

事由発生時に提出	事由	免除対象外施設へ異動 (法人都合) ※1回のみ、最長3年間		進学			やむを得ない理由 (出産・病気等)
	猶予額	貸与月額×貸与月数		貸与月額×貸与月数			貸与月額 ×貸与月数
	提出書類	①返還猶予申請書 (第23号様式) ②辞令等の写し (法人都合の異動であることが分かる書類) ③前従事先の在職証明書		①返還猶予申請書 (第23号様式) ②在職証明書			①返還猶予申請書 (第23号様式) ②猶予理由の証明書等 (19～20ページ参照)
猶予を受けた後の手続	猶予後	3年以内に 免除対象施設へ復職	3年を超えて 免除対象外施設で従事	卒業・修了後、 再就職・復職	進学先を退学		再就職・復職
	提出書類	①返還猶予申請書・裏面の指定/都内施設証明 (第23号様式) ②前従事先の在職証明書	①返還届 (第15号様式) ②口座振替依頼書 (14ページ参照)	①卒業証書/修了証の写し ②返還猶予申請書・裏面の指定/都内施設証明 (第23号様式)	(退学後1か月未満に免除対象施設で従事した場合) ①退学日が分かる書類 ②返還猶予申請書・裏面の指定/都内施設証明 (第23号様式)	(退学後1か月未満に免除対象施設で従事しない場合) ①退学日が分かる書類 ②返還届 (第15号様式) ③口座振替依頼書 (14ページ参照)	①返還猶予申請書・裏面の指定/都内施設証明 (第23号様式)

4 その他共通手続 (17～18、29～30 ページ参照)

事由発生時に提出	事由	従事先変更 (指定施設から指定施設、 都内施設から指定施設 へ転職)	従事先変更 (指定施設から都内施設 へ転職)	本人や連帯保証人の 住所・氏名変更	連帯保証人を変更
	提出書類	①従事先変更届・裏面の指定/都内施設証明(第14号様式) ②前従事先の在職証明書 ③(従事月数に算定できない月が生じた場合のみ)返還猶予申請書(第23号様式)	①従事先変更届・裏面の都内施設証明(第14号様式) ②前従事先の在職証明書 ③返還猶予申請書(第23号様式) ④返還届(第15号様式) ⑤口座振替依頼書(14ページ参照)	①住所等変更届(第7号様式) ②(氏名を変更した場合)氏名変更の確認ができる公的書類の写し ③(口座名義の氏名も変更した場合)返還金口座振替依頼書(14ページ参照)	①連帯保証人変更届・連帯保証書(第5号様式) ②新しい連帯保証人の印鑑登録証明書 ③新しい連帯保証人の住民票 ④新しい連帯保証人の収入証明

第3 貸与終了後の届出

1 卒業前（在学中）の届出書類

在学中に貸与を受けた方が、養成施設等の修学資金担当者へ提出するものです。2 ページの提出書類一覧を基に、指定された期限までに必要書類を学校担当者へ提出してください（例年 12 月～1 月頃）。以下の記入事項等をよく読み、45 ページ以降の記入例に従い、記入・押印漏れ等が無いよう十分注意してください。31 ページの F A Q も必ずお読みください。

(1)「修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第 21 号様式）」

これは、修学生が東京都から修学資金を確かに借用し、返還事由に該当した場合は返還することを修学生本人と連帯保証人が誓約し、債権債務の存在を明示する大切な書類です。次の記入事項等及び 47～49 ページの記入例に従って作成してください。

【表面】

ア 金額

下記を参照し、在学中に借り受けた修学資金の貸与総額（貸与月額×貸与月数）を記入してください。

金額を書き間違えたときは、訂正せず新たに書き直してください。用紙については、養成施設等の修学資金担当者に相談してください（ホームページからダウンロード可能です。両面印刷で出力してください。）。

（参考）貸与月額・貸与期間別、貸与終了者の貸与総額

貸与期間 貸与月額	1 年間 (12 月)	2 年間 (24 月)	3 年間 (36 月)	4 年間 (48 月)
25,000 円	300,000 円	600,000 円	900,000 円	1,200,000 円
50,000 円	600,000 円	1,200,000 円	1,800,000 円	2,400,000 円
75,000 円	900,000 円	1,800,000 円	2,700,000 円	3,600,000 円
100,000 円	1,200,000 円	2,400,000 円	3,600,000 円	4,800,000 円

イ 収入印紙

各種学校や学校教育法に規定されていない学校については、貼付が必要です。その他の学校は、原則貼付は不要です。（令和 10 年 3 月 31 日まで）

上記アの金額にあった収入印紙を貼り、修学生本人の割印をしてください。

10 万円以下の場合 ……………200 円

10 万円を超え 50 万円以下の場合 ……………400 円

50 万円を超え 100 万円以下の場合 ……………1,000 円

100 万円を超え 500 万円以下の場合……………2,000 円

ウ 本人

修学生本人の貸与番号・氏名・住所・電話番号等全ての項目を記入してください。電話番号が無い場合、－（ハイフン）を記入してください。氏名・住所・電話番号に変更がある場合は住所等変更の手続きを行ってください。（詳細は 29 ページ参照）

【貸与番号】

修学資金の貸与決定時に交付された「修学資金貸与承認決定通知書」に記載されている7桁の番号です。今後、返還完了又は返還免除になるまでは、全ての手続においてこの「貸与番号」が必要となりますので、この修学生のしおりの表紙に控えておいてください。万が一忘れてしまった場合は、養成施設等の修学資金担当者にお問い合わせください。

看護師課程	看護師課程 (二年課程)	准看護師課程	保健師課程	助産師課程
6K*****	6S*****	6G*****	6H*****	6J*****

(*には0から9までの数字が入ります。)

エ 親権者又は後見人

修学生本人が18歳未満の場合、親権者又は後見人が記入してください。

オ 連帯保証人

申込時に決めた連帯保証人が、氏名・住所・電話番号・勤務先情報等全ての項目を自署し、実印を押印してください。印影が鮮明でない場合は、再提出を求めることがあります。

申込時の連帯保証人を変更する場合は、29ページを御覧ください。

【裏面】

カ 本人

修学生本人の貸与番号と氏名を記入してください。

キ 借用金額の内訳

養成施設等の名称、貸与終了理由、借受期間、借受月額、借受回数を記入してください。

ク 修学資金返還予定明細書

貸与月額に応じて、該当する①から④全ての項目について記入してください。

- ・貸与月額 25,000 円の場合 : ①のみ記入
- ・貸与月額 50,000 円の場合 : ①、②を記入
- ・貸与月額 75,000 円の場合 : ①、②、③を記入
- ・貸与月額 100,000 円の場合 : ①、②、③、④を記入

(ア) 返還の方法

貸与を受けた修学資金を返還する場合の返還方法です。月賦・半年賦・一括のいずれかを選択し、○印を付けてください。

※半年賦とは9月と3月の末日に月賦額6か月分をまとめて返還する方法のことです。

(イ) 1回の金額

貸与月額により返還期間及び月賦額が異なります。

貸与月額	返還期間	月賦額 (※1)
25,000 円	貸与を受けた期間と同期間	25,000 円
50,000 円	貸与を受けた期間と同期間	50,000 円 (※2)
75,000 円	貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間	
100,000 円	貸与を受けた期間の 2 倍の期間	

(※1) 月賦の場合、1 回の返還金額は上記の月賦額を、半年賦の場合は上記の月賦額の 6 回分を下回ることができません。端数が生じた場合は、1 回目の金額に加算されます。一括の場合は貸与総額を記入してください。

(例) 月額 75,000 円で借り受けた場合＝月賦：50,000 円以上、半年賦：300,000 円以上

(※2) 一定の条件（猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を 25,000 円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないとき）を満たしたときは、月賦額を 25,000 円とすることも可能です。ただし、希望により、この額以上の月賦額とすることができます（下記「参考」参照）。

（月賦額 25,000 円にて申請される場合は、様式「一定の条件を満たしたことによる月賦額の特例に係る届出」を作成し、返還届に記載する金額・回数も同じ内容に揃えてご提出ください。）

【貸与月額 5 万円×貸与月数 36 か月（貸与総額 180 万円）の場合】

卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							900,000円	0円	25,000×36ヶ月
返還(※)								900,000円	25,000(※)×36ヶ月

※貸与総額180万÷月賦額5万＝36か月≧猶予されない債務90万÷2.5万＝36か月⇒25,000円可

参考 返還の月賦額を 25,000 円とすることが可能な場合の計算方法

①

貸与総額

(月賦額)50,000円

≧

②

猶予されない返還債務（返還額）

25,000円

→ ②で算出した期間が、①で算出した期間を超えない場合には、
猶予されない返還債務（返還額）の月賦額を25,000円とすることも可能

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

3 か月以内(令和 7 年 11 月 1 日以降)に発行された連帯保証人の印鑑登録証明書が必要です。

2 進路決定後の届出書類

進路決定後、貸与を受けた御本人が直接東京都に提出するものです。令和8年7月末日までに提出してください。返還事由該当者の場合、原則令和8年10月末から口座振替を開始します。提出期限までに下記書類の御提出がない場合は口座振替を行えず、1回目の引落とし金額が累積していきますので御注意ください。

(1) (卒業後、直ちに) 看護業務に従事する場合 (詳細は16～18ページ参照)

ア 貸与月額 25,000 円の場合

(ア) 都内施設・指定施設へ就業し、返還猶予を受ける方 ⇒ 貸与額全額を猶予可

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第23号様式)及び裏面の指定/都内施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の指定/都内施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書(ハガキ)の写し(養成施設卒業者のみ)
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し(大学院修了者のみ)

(イ) 都外施設へ就業する方 ⇒ 貸与額全額を返還(令和8年10月末から)

【提出書類】

- ① 返還届(第15号様式)
- ② 口座振替依頼書(14ページ参照)

イ 貸与月額 50,000 円の場合

(ア) 指定施設へ就業し、返還猶予を受ける方 ⇒ 貸与額全額を猶予可

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第23号様式)及び裏面の指定施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の指定施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書(ハガキ)の写し(養成施設卒業者のみ)
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し(大学院修了者のみ)

(イ) 都内施設へ就業し、返還猶予を受ける方

25,000円×貸与月額分を猶予することができます。(残りの25,000円×貸与月額分は返還となります。返還分は、令和8年10月末から口座振替を開始します。)

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第23号様式)及び裏面の都内施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の都内施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書(ハガキ)の写し(養成施設卒業者のみ)
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し(大学院修了者のみ)
- ④ 返還届(第15号様式)
- ⑤ 口座振替依頼書(14ページ参照)
- ⑥ 月賦額の特例に係る届出(一定の要件(※P10参照)を満たす場合)

(ウ) 都外施設へ就業する方 ⇒ 貸与額全額を返還（令和 8 年 10 月末から）

【提出書類】

- ① 返還届（第 15 号様式）
- ② 口座振替依頼書(14 ページ参照)

ウ 貸与月額 75,000 円の場合

(ア) 指定施設へ就業し、返還猶予を受ける方 ⇒ 貸与額全額を猶予可

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第 23 号様式）及び裏面の指定施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の指定施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し（養成施設卒業者のみ）
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し（大学院修了者のみ）

(イ) 都内施設へ就業し、返還猶予を受ける方

25,000 円×貸与月額分を猶予することができます。(残りの 50,000 円×貸与月額分は返還となります。返還分は、令和 8 年 10 月末から口座振替を開始します。)

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第 23 号様式）及び裏面の都内施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の都内施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し（養成施設卒業者のみ）
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し（大学院修了者のみ）
- ④ 返還届（第 15 号様式）
- ⑤ 口座振替依頼書(14 ページ参照)
- ⑥ 月賦額の特例に係る届出（一定の要件（※P10 参照）を満たす場合）

(ウ) 都外施設へ就業する方 ⇒ 貸与額全額を返還（令和 8 年 10 月末から）

【提出書類】

- ① 返還届（第 15 号様式）
- ② 口座振替依頼書(14 ページ参照)

エ 貸与月額 100,000 円の場合

(ア) 指定施設へ就業し、返還猶予を受ける方

75,000 円×貸与月額分を猶予することができます。(残りの 25,000 円×貸与月額分は返還となります。返還分は、令和 8 年 10 月末から口座振替を開始します。)

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第 23 号様式）及び裏面の指定施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の指定施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し（養成施設卒業者のみ）
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し（大学院修了者のみ）
- ④ 返還届（第 15 号様式）
- ⑤ 口座振替依頼書(14 ページ参照)
- ⑥ 月賦額の特例に係る届出（一定の要件（※P10 参照）を満たす場合）

(イ) 都内施設へ就業し、返還猶予を受ける方

25,000 円×貸与月額分を猶予することができます。(残りの 75,000 円×貸与月額分は返還となります。返還分は、令和 8 年 10 月末から口座振替を開始します。)

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第 23 号様式)及び裏面の都内施設証明
・表面の従事先証明欄及び裏面の都内施設証明に従事先の証明が必要です。
- ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書(ハガキ)の写し(養成施設卒業者のみ)
- ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し(大学院修了者のみ)
- ④ 返還届(第 15 号様式)
- ⑤ 口座振替依頼書

(ウ) 都外施設へ就業する方 ⇒ 貸与額全額を返還(令和 8 年 10 月末から)

【提出書類】

- ① 返還届(第 15 号様式)
- ② 口座振替依頼書

(2) 卒業した課程の上級課程に進学する場合(詳細は 18 ページ参照)

進学中は、返還を猶予することができます。

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第 23 号様式)
・在学証明欄に進学先の証明が必要です。
 - ② 看護師等免許証の写し又は登録済証明書(ハガキ)の写し(養成施設卒業者のみ)
 - ③ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し(博士課程進学者のみ)
- ※ 進学先を卒業後は、(1) の手続を行い、併せて卒業証書又は修了証書の写しを提出してください。
- ※ 指定施設に従事しながら進学した場合でも、雇用形態が常勤若しくは非常勤(月 128 時間以上の雇用契約が締結されている場合に限る。)であれば、(1) の従事猶予申請が可能です。

(3) 貸与全額終了後、卒業延長により在学中の返還猶予を希望する場合(詳細は 19 ページ参照)

在学中は、返還を猶予することができます。

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第 23 号様式)
・在学証明欄に在学先の証明が必要です。
- ※ 卒業後は、(1) の手続を行ってください。

(4) 試験不合格の場合(詳細は 19 ページ参照)

翌年度の試験まで、返還を猶予することができます。(1 回のみ)

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書(第 23 号様式)
- ② 試験受験の意思が記載された、日付及び本人署名のある陳述書

ア 翌年、試験に合格した場合

【提出書類】

(1) の手続を行ってください。

イ 翌年の試験で不合格となった場合

全額返還となります。令和9年4月末から口座振替を開始します。

【提出書類】

- ① 返還届（第15号様式）
- ② 口座振替依頼書

(5) やむを得ない理由により、看護業務に従事できない場合（詳細は19～20ページ参照）

返還債務（従事猶予、返還）の履行を猶予することができます。

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第23号様式）
- ② 猶予理由の証明書等（19～20ページ記載の書類を提出）
- ③ 看護師等免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写し（養成施設卒業者のみ）
- ④ 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し（大学院修了者のみ）

※猶予満了後は、(1) の手続を行ってください。

(6) 東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）について

（2枚目の名称は「東京都看護師等修学資金返還金口座振替納付届（自動払込受付通知書）」となっており、用紙右下の欄には（東京都保健医療局提出用）2/3と記載されていますので提出前に御確認ください。）

返還金は、この依頼書に基づき届け出た口座から引き落とされます。なお、振替の依頼が可能な金融機関は、次のページに掲載している金融機関に限られます。

記入については、64ページの記入例を参考に太線内を記入し、金融機関の窓口で確認印を受けて（口座振替の承諾を得て）から提出してください。御本人から都への提出がないと手続が行えませんので、御注意ください。

※窓口を持たないネットバンクを使用される場合は、各金融機関のインターネットサイト上で口座振替の手続き後、出力した「口座振替納付届」を東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の控えの代わりに、保健医療局へ提出してください。

＜口座振替依頼書提出例＞

	1枚目(1/3)	2枚目(2/3)	3枚目(3/3)	4枚目(3/3)
原則	金融機関へ提出	保健医療局へ提出	本人控え	
金融機関から都へ送付の申し出等があり、1・2枚目を提出した場合	金融機関へ提出		保健医療局へ提出	本人控え

金融機関一覧

令和7年10月現在

都市銀行	みずほ 三菱UFJ 三井住友 りそな 埼玉りそな
地方銀行	七十七 東邦 群馬 足利 筑波 武蔵野 千葉 千葉興業 横浜 第四北越 山梨中央 八十二 北陸 静岡 スルガ 大垣共立 北洋 東和 栃木 京葉 東日本 東京スター 大光 きらぼし
信託銀行	三菱UFJ信託 みずほ信託 三井住友信託 SMBC信託
信用金庫	朝日 さわやか 芝 東京東 西武 城南 東京 城北 瀧野川 巢鴨 青梅 多摩 信金中央金庫 青木 東京ベイ 横浜 湘南 川崎 興産 東京シティ 東栄 亀有 小松川 足立成和 東京三協 西京 昭和 目黒 世田谷 山梨 飯能
その他の銀行	PayPay 中央労働金庫 SBI 新生 楽天
信用組合	全国信用協同組合連合会 あすか 全東栄 東浴 文化産業 東京厚生 東 江東 青和 中ノ郷 共立 七島 大東京 第一勧業 東京消防 警視庁職員 東京都職員 ハナ
農業協同組合	東京都信用農業協同組合連合会 西東京 西多摩 秋川 八王子市 東京南 町田市 マインズ 東京みどり 東京みらい 東京むさし 東京中央 世田谷目黒 東京あおば 東京スマイル
ゆうちょ銀行	全国にある「郵便局」

※ 金融機関統合等による変更については、各自で御確認ください。

3 猶予について

(1) 従事猶予

卒業後、その年もしくは翌年に免許を取得し、直ちに都内施設又は指定施設で（※下記参照）看護業務に従事したとき、又は修了後直ちに都内施設又は指定施設で（※下記参照）看護業務に従事したときは、申請により、就職後 5 年間又は 7 年間返還を猶予することができます。2～5 ページを参照の上、令和 8 年 7 月末までに「返還猶予申請書」とその他必要書類を提出してください。

引き続き 5 年間都内施設で看護業務に従事、もしくは引き続き 5 年間又は 7 年間指定施設で看護業務に従事すると、その後の申請により返還債務が免除されます。免除を受けるためには、貸与月額、貸与期間に関わらず、一律 5 年間又は 7 年間の従事が必要です。

なお、免許取得後又は修了後、直ちに都内施設又は指定施設で看護業務に従事しなかった場合は、全額返還になります。

また、従事先の変更等で、退職後 1 か月未満で転職できない場合も返還となりますので、御注意ください。

※卒業または終了した年の 4 月末日までに従事を開始している必要があります。

「直ちに指定施設・都内施設で」とは

【直ちに】

卒業または修了した年の 4 月末日までに従事を開始している必要があります。

【指定施設】

規則第 2 条に規定された施設です。（40 ページ参照）※

【都内施設】

規則第 2 条の 2 に規定された施設です。（40 ページ参照）

◇指定施設及び主な都内施設は下記のホームページから確認できます。ただし、指定施設に該当するか否かは就業日時点で判断します。従事猶予を希望される際は、就業予定日の時点で指定施設に該当するかを従事予定の施設へ事前に確認してください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

◇仮に、指定施設従事中に従事先が指定施設の条件から外れた場合（例：199 床の病院が 200 床に増床した等）、従事期間が満了するまでは引き続き指定施設に勤務したものとみなします。

◇法人都合の異動等により免除対象外施設へ異動となった場合は、1 回のみ、最長 3 年間に限り猶予が可能です。

※第 7 号「(中略)特定町村」に該当する施設は、令和 7 年 10 月現在、都内にはありません。

ア 雇用形態について

原則として、常勤で雇用されていることが必要です。非常勤・短時間労働者として雇用された場合は、1 施設で毎月 128 時間以上の雇用契約が締結されていることが必要となります。（複数従事の合算は認められません。）

イ 従事猶予期間中の従事状況の確認について

従事猶予期間中の方を対象に、従事状況等現況の確認を毎年行います。5 年間の従事猶予

の場合は 2 年目から 4 年目、7 年間の従事猶予の場合は 2 年目から 6 年目が対象です。東京都から連絡が来た際は、現況届等指示された書類の提出をお願いします。提出がない場合、在職の確認が取れないものとして全額返還の手続をさせていただくこともございますので御留意ください。

※なお、免除事由に該当した方は、21 ページを参照の上、御自身で免除申請手続を行ってください。

ウ 従事先を変更する場合

従事先を変更した場合、退職の翌日から、引き続き新しい従事先で従事することが原則となりますが、採用の事情により困難な場合を鑑み、退職後、次の採用までの期間が 1 か月未満であれば、引き続き従事による猶予を認めています。従事先の変更後も従事猶予に該当する場合は、下記の書類を提出してください。（提出書類（ア、イ））

なお、指定施設から都内施設への転職、都内施設から指定施設への転職は、「都内施設への従事」に含みます。

また、法人都合により免除対象外施設へ異動した場合、1 回のみ、最長 3 年間に限り猶予が可能です。ただし、従事期間には含まれません。（提出書類（ウ））

【提出書類】

（ア）指定施設から指定施設、都内施設から都内施設、都内施設から指定施設へ従事先を変更する場合

- ① 従事先変更届及び裏面の指定/都内施設証明（第 14 号様式）
 - ・両面に新従事先の証明が必要です。
- ② 前従事先の在職証明書
 - ・前従事先からの証明が必要です。
- ③ 返還猶予申請書（第 23 号様式）
（従事先変更により従事月数に算定できない月が生じた場合のみ）

（イ）指定施設から都内施設へ従事先を変更する場合

- ① 従事先変更届及び裏面の都内施設証明（第 14 号様式）
 - ・両面に新従事先の証明が必要です。
- ② 前従事先の在職証明書
 - ・前従事先からの証明が必要です。
- ③ 返還猶予申請書（第 23 号様式）
- ④ 返還届（第 15 号様式）（貸与月額 25,000 円の場合を除く）
- ⑤ 口座振替依頼書（貸与月額 25,000 円または 100,000 円の場合を除く）

（ウ）法人都合により免除対象外施設へ異動した場合

- ① 返還猶予申請書（第 23 号様式）
 - ・新従事先の証明が必要です。
- ② 法人都合による免除対象外施設への異動であることを証する書面（辞令等の写し）
- ③ 前従事先の在職証明書

※法人都合による猶予期間の満了後、7 ページ 3「猶予を受けた後の手続」を行ってください。

【 例 】

No	A病院退職	B病院採用	従事猶予継続可/不可
1	6 月 30 日	7 月 31 日	○
2	6 月 30 日	8 月 1 日	×
3	5 月 31 日	6 月 30 日	○
4	5 月 31 日	7 月 1 日	×
5	6 月 15 日	7 月 15 日	○
6	6 月 15 日	7 月 16 日	×
7	1 月 31 日	2 月 28 日	○
8	1 月 31 日	3 月 1 日	×

○…1 か月未満の空白であるため猶予できます。 ×…1 か月以上の空白となり猶予は認められず、返還となります。

なお、従事猶予が継続できる場合でも、従事先の在職日数が 16 日未満/月となる月は、返還免除申請に必要な従事月数に算定できません。例えば、上記【例】No. 5 の A 病院の 6 月の在職日数は 15 日で 16 日未満/月となり、従事月数には算定できません。

また、その場合、猶予の期間は、従事していない期間分延びることになります。令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月の従事猶予期間中、上記【例】No. 5 で転職した場合、令和 13 年 4 月まで従事する必要があります。

このように従事先変更により従事した月数に算定できない月が生じた場合は、「修学資金返還猶予申請書」(第 23 号様式)の提出も必要となります。(21 ページ参照)

(2) 進学猶予

以下ア、イ、ウの場合、在籍期間の返還猶予を申請することができます。該当する場合は下記により申請をしてください。進学先の在籍 2 年目以降、毎年現況確認を行います。(詳細は 16 ページ イ 参照)

なお、進学猶予期間の満了後、6 ページ(2)もしくは 7 ページ 3「猶予を受けた後の手続」を行ってください。

ア 養成施設等を卒業後、免許取得を目的として、引き続き進学し、保健師・助産師・看護師等の養成施設等や大学院に入学した場合

イ 返還中に、上記アの養成施設等や大学院に入学した場合

ウ 従事猶予中に、退職後 1 か月以内に上記アの養成施設等や大学院に入学した場合

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書 (第 23 号様式)
 - ・在学証明欄に進学先の証明が必要です。
- ② (アの場合・養成施設卒業者のみ) 看護師等免許証の写し又は登録済証明書 (ハガキ) の写し
- ③ (アの場合・博士課程進学者のみ) 修士課程の修了証明書又は修了証書の写し
- ④ (ウの場合のみ) 在職証明書

※ 進学先の留年等による卒業延期や退学には別途手続が必要です。

ア 留年…【提出書類】返還猶予申請書 (第 23 号様式) (進学猶予期間満了時に提出)

イ 休学…【提出書類】返還猶予申請書 (第 23 号様式) (進学猶予期間満了時に提出)

ウ 退学…（ア）退学後、1 か月以内に都内施設又は指定施設で看護業務に従事しない場合（全額返還）

【提出書類】退学日が分かる書類、返還届（第 15 号様式）、口座振替依頼書
（イ）退学後、1 か月以内に都内施設又は指定施設で看護業務に従事した場合（従事猶予に切替）

【提出書類】退学日が分かる書類、返還猶予申請書及び裏面の指定/都内施設証明（第 23 号様式）

（3）在学猶予

貸与全額終了後、留年・休学等による卒業延長の場合、在籍期間の返還猶予を申請することができます。該当する場合は下記により申請をしてください。

なお、在学猶予期間の満了後、2～5 ページの手続を行ってください。

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第 23 号様式）

（4）再受験猶予

試験不合格により翌年度の試験を再受験する場合、1 年間に限り、返還猶予を申請することができます。該当する場合は下記により申請をしてください。

なお、再受験猶予期間の満了後、6 ページ(2)「猶予を受けた後の手続」を行ってください。

【提出書類】

- ① 返還猶予申請書（第 23 号様式）
② 試験受験の意思が記載された、日付及び本人署名のある陳述書

（5）その他猶予（病気、出産等）

従事猶予中、又は返還中にやむを得ない理由が生じたときは、下記の手続によりその期間中の返還猶予を申請することができます。

なお、やむを得ない理由とは、災害・病気・出産・育休・介護等のことを指します。経済的理由は、やむを得ない理由に該当しません。それぞれの理由による猶予承認期間及び必要書類は下記のとおりです。

【返 還 中】原則として、申請の翌月からの猶予となります。なお、猶予期間満了の翌月末から口座振替を開始します（手続不要）。

【従事猶予中】証明書等で確認がとれた期間、下記事由に該当した月まで遡って猶予することができます。猶予期間の満了後、再就業、復職の手続が必要です。

ア 猶予期間及び提出書類

事由	猶予期間	提出書類
災害	東京都が就業不可と認める期間	①修学資金返還猶予申請書(第23号様式) ②罹災証明書 ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）
病気	医師の診断書にて就業不可と認められる期間	①修学資金返還猶予申請書(第23号様式) ②医師の診断書（注1） ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）
出産	産前8週から出産予定日（又は出産日）の1年後まで	①修学資金返還猶予申請書(第23号様式) ②母子手帳の写し（注2） ③在職証明書（従事猶予中の方のみ）

事由	猶予期間	提出書類
育休	従事先が認める期間 (出産日の1年後から)	①修学資金返還猶予申請書(第23号様式) ②育休証明書(注3) ③在職証明書(従事猶予中の方のみ)
介護	従事先が認める期間	①修学資金返還猶予申請書(第23号様式) ②介護証明書(注3) ③在職証明書(従事猶予中の方のみ)

(注1)「就業不可」等の文言及び療養期間の記載があるもの。療養期間の記載がない場合は、最大で6カ月とします。原本を提出してください。

(注2)表紙等本人の氏名が記載されているページ、出産予定日又は出産日の記入があるページを用意してください。

(注3)施設名の記名、施設長名の記名・押印があるもの。育休証明書、介護証明書はそれぞれ様式自由です。従事先の証明のある原本を提出してください。

イ 再就業、復職(従事猶予中の方のみ)

その他猶予後に再就業、復職された方は、従事猶予再開手续が必要です。従事再開後、直ちに下記書類を提出してください。

【提出書類】

① 返還猶予申請書(第23号様式)

- ・従事先証明欄に従事先の証明が必要です。
- ・従事年月日は従事再開日(復職日)を記載してください。

② 指定/都内施設証明(第23号様式裏面)

※なお、再就業、復職で従事先が変更になる場合は、返還届等の提出が必要になる場合があります。詳しくは2～5ページを御確認ください。

(6) 借り換えによる猶予

令和3年度以前の貸与を辞退し、令和4年度以降に新たに貸与を受けた場合、令和3年度以前に貸与を受けた課程の返還債務と、令和4年度以降に貸与を受けた課程の返還債務の合計月額が50,000円を超える場合、令和4年度以降に貸与を受けた課程の返還を猶予することができます。

この場合、令和3年度以前に貸与を受けた課程の返還終了予定月の翌月から令和4年度以降に貸与を受けた課程の返還が開始となります。

【提出書類】

① 返還猶予申請書(第23号様式)

	令和8年				令和9年				令和10年					
	3月	4月	～	12月	1月	2月	3月	4月	～	12月	1月	～	3月	
R3年度以前の貸与	卒業	返還開始	返還月額 36,000円				返還終了							
R4年度以降の貸与		借り換えによる猶予 (R3年度以前の貸与の返還終了まで)						返還開始	返還月額 50,000円				返還終了	

4 免除について

免除の理由に該当した場合は、直ちに「修学資金返還免除申請書（第 25 号様式）」により申請してください。

なお、返還の猶予や免除に該当するケースでも、必要な届出がされていない場合は、猶予又は免除資格の確認がとれないため、返還事由に該当したものとみなし、返還の手続を行います。

(1) 免除要件

ア 貸与を受けた者が、養成施設を卒業した年又は翌年に免許を取得し、免許取得後（大学院においては修了後）直ちに都内施設又は指定施設に就業し、引き続き 5 年間又は 7 年間、看護業務に従事したとき。

イ 上記アにおける看護業務の従事期間中に、その看護業務が原因で死亡し、又はその看護業務によって起こった心身の故障のため、看護業務を続けることができなくなったとき。

(2) 従事期間の算定

返還債務が免除となるための看護業務の従事期間は、卒業後（修了後）、業務を開始した月（ただし、3 月中から従事している場合は 4 月 1 日）から、業務を中止した月までの月数により計算します。ただし、看護業務の従事が月の途中から開始又は月の途中で終了する場合で、1 か月の従事日数が 16 日未満である月は従事した月数に算定できません（18 ページ参照）。異なる月のそれぞれ端数の日数の合算をもって 1 か月とすることも認められません。

また、やむを得ない理由等で看護業務に従事していない期間（返還猶予申請が認められている期間）は算定からのぞきます。

(3) 心身の故障による免除について

「看護業務に起因して、現在及び将来にわたって就業が困難である」旨の医師の診断書（原本）を要します。ただし、「現在及び将来にわたって就業が困難である」とは、看護師免許に係る欠格事由（保健師助産師看護師法第 9 条規定各号のいずれか）に該当し、かつ、回復の見込みが一切ないと認められる程度の心身であることが必要になります。

(4) 免除申請に係る必要書類

ア 貸与を受けた者が、都内施設で引き続き 5 年間、もしくは指定施設で引き続き 5 年間又は 7 年間看護業務に従事したとき。

【提出書類】

① 修学資金返還免除申請書（第 25 号様式）

② 在職証明書（第 25 号様式裏面）

※ 従事先を変更した場合で、旧従事先の退職期間までの記載がある在職証明書を既に提出されている場合には、同内容の在職証明書は不要です。

イ 上記アにおける看護業務の従事期間中に、その看護業務が原因で本人が死亡したとき。

【提出書類】

- ① 返還免除申請書（第 25 号様式）
- ② 死亡届（第 17 号様式）
- ③ 死亡診断書（写し）

ウ 上記アにおける看護業務の従事期間中に、その看護業務が原因での心身の故障のため看護業務を継続することができなくなったとき。

【提出書類】

- ① 修学資金返還免除申請書（第 25 号様式）
- ② 医師の診断書（(3) に記載した内容の記述があるもの。原本を提出）

5 返還について

貸与を受けた方については(1)の「返還事由」のアからウまでのいずれかに該当した場合、返還しなければなりません。

※なお、返還の猶予や免除に該当しても期限内に必要な届出がされない場合は、猶予又は免除資格の確認がとれないため、返還事由に該当したものとみなし、返還の手続を行います。

(1) 返還事由及び返還開始時期

返還事由により返還開始時期が異なります。3月に養成施設を卒業又は大学院を修了した場合は、同年10月末から返還が始まります。

返還事由	返還時期
ア 退学、都外転出（都外養成施設在学者）、心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき、不正手段によって貸与を受けたとき、死亡等（条例第9条第1項第1号から第5号まで又は第7号）	返還事由が生じた日の属する月の翌月から
イ 貸与を辞退した後、養成施設を卒業し又は大学院を修了したとき。（条例第9条第1項第6号）	返還事由が生じた日の属する月の翌月から6か月経過した日から
ウ 貸与期間が終了したとき。（条例第11条第1項第3号）	

※上記に関わらず、その全額の返還を希望する場合は、直ちに返還することができます。

(2) 返還金の納入方法

返還金は、口座振替（自動引落とし）により返還していただきます。振替日（納入期限）については以下の表のとおりです。口座振替が可能な金融機関は15ページを御覧ください。

また、振替日に口座振替ができなかった返還金は、再度口座から引き落とすことはできず、未納金となります（次ページ「(5) 未納金について」参照）。

返還方法	月 賦	半年賦	一 括
振替日 (納入期限)	毎月末日	9月末日及び3月末日	返還を決定した月の末日

※いずれも、振替日が銀行等の休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。

口座振替は、書類が都へ到着し、不備なく受理した月の翌月末から開始されます。返還事由に該当しても必要書類が提出されない場合、又は書類の不備があった場合、1回目の引落とし金額が累積していきますので早急に手続を行ってください。

（例：月額25,000円の貸与を受けた方が月賦25,000円での返還を希望する場合で、卒業直後の書類提出が11月になった場合、返還債務が発生するのは10月であるため、第1回目の口座振替は12月末日で、金額は10月分から12月分までの3か月分で75,000円となります。）

(3) 繰上返還について

一括又は半年賦で返還している方が、月賦に変更することはできません。

月賦又は半年賦で返還している方が、残債務（残りの返還すべき額。振替日未到来分に限ります。）の繰上返還を希望される場合は、「返還方法変更届」を提出してください。月額単位、又は半年賦額単位での申請になります。

原則、書類が都に到着した月の翌月の口座振替で繰上返還を実施します。届出の時期によっては振替日が遅れることがありますのであらかじめ御了承ください。

(4) 返還期間及び月賦額

貸与月額により返還期間が異なります。

貸与月額	返還期間	月賦額
25,000 円	貸与を受けた期間と同期間	25,000 円
50,000 円	貸与を受けた期間と同期間	50,000 円 (※)
75,000 円	貸与を受けた期間の 1.5 倍の期間	
100,000 円	貸与を受けた期間の 2 倍の期間	

※一定の条件（猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を 25,000 円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないとき）を満たしたときは、月賦額を 25,000 円とすることも可能です。ただし、希望により、この額以上の月賦額とすることができます（10 ページ「参考」参照）。

(5) 未納金について

振替日に口座振替ができなかったときは、後日、督促状及び納付書を送付します。金融機関窓口、ペイジー対応の ATM やインターネットバンキング等で直ちに納付してください。口座振込やコンビニ等での納付はできません。

なお、未納金がある場合、連帯保証人への連絡や債権回収会社への委託、最終的には提訴、強制執行等の法的措置をとらせていただくこともありますので御了承ください。

(6) 延滞利子について

口座振替ができず納付書により返還した場合は、納入期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年 3% の割合で延滞利子が発生します。ただし、延滞利子が 1,000 円未満の場合は、請求しません。延滞利子が 1,000 円以上の場合は、後日、延滞利子分の納入通知書を送付しますので、金融機関窓口、ATM、インターネットバンキング等で納付してください。

また、口座の名義変更や解約によって振替ができない場合でも延滞利子がかかりますので、口座の残高不足や口座の手続には十分注意してください。

(7) 返還のシミュレーション

各貸与月額におけるシミュレーション図は以下のとおりです。ただし、これらは一例であり、貸与状況と猶予申請等により、個別に状況は変わりますので御注意ください。

なお、退職や転職等に伴い新たに返還金が発生する場合は、返還届の提出が必要です。前従事先の在職証明書と併せて御提出ください。

また、一定の条件を満たしたときは、月賦額を 25,000 円とすることも可能です（詳細は 10 ページ参照）。ただし、退職や転職等で返還債務の再計算が生じる場合、上記の適用を受けていた場合でも、月賦額の見直しが行われますので御注意ください。

I 貸与月額2.5万円×貸与月数36か月（貸与総額90万円）の例

①卒業後、都外施設に就業した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
		返還					0円	900,000円	25,000×36ヶ月

②卒業後、都内施設又は指定施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内・指定)							0円	0円	
			返還				0円	900,000円	25,000×36ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

II 貸与月額5万円×貸与月数36か月（貸与総額180万円）の例

①卒業後、都外施設に就業した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
		返還					0円	1,800,000円	50,000×36ヶ月

②卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							900,000円	0円	25,000×36ヶ月
	返還						0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)

③卒業後、都内施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							0円	0円	
	返還						0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)
			返還				0円	900,000円	50,000×18ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

④卒業後、指定施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							0円	0円	
			返還				0円	1,800,000円	50,000×36ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

⑤卒業後、指定施設で従事していたが、5年未満で都内施設に転職し、通算5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							0円	0円	
		従事猶予(都内)					900,000円	0円	25,000×36ヶ月
	転職	返還					0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)

★転職に伴い返還債務発生

★指定施設から都内施設への転職は、「都内施設での従事（免除額：25,000円×貸与月数）」に含めます。

Ⅲ 貸与月額7.5万円×貸与月数36か月(貸与総額270万円)の例

①卒業後、都外施設に就業した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							0円	2,700,000円	50,000×54ヶ月

②卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							900,000円	0円	25,000×36ヶ月
							0円	1,800,000円	50,000×36ヶ月

③卒業後、都内施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							0円	0円	
							0円	1,500,000円	50,000×30ヶ月
							0円	1,200,000円	50,000×24ヶ月

★退職時点で返還債務を再計算

④卒業後、指定施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							0円	0円	
							0円	2,700,000円	50,000×54ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

⑤卒業後、指定施設で従事していたが、5年以上7年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							1,800,000円	0円	50,000×36ヶ月
							0円	900,000円	50,000×18ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

⑥卒業後、指定施設で従事していたが、5年未満で都内施設に転職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							0円	0円	
							900,000円	0円	25,000×36ヶ月
							0円	1,800,000円	50,000×36ヶ月

★転職に伴い返還債務発生

★指定施設から都内施設への転職は、「都内施設での従事(免除額:25,000円×貸与月数)」に含めます。

Ⅳ 貸与月額10万円×貸与月数36か月(貸与総額360万円)の例

①卒業後、都外施設に就業した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							0円	3,600,000円	50,000×72ヶ月

②卒業後、都内施設に5年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							900,000円	0円	25,000×36ヶ月
							0円	2,700,000円	50,000×54ヶ月

③卒業後、指定施設に7年間従事した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
							2,700,000円	0円	75,000×36ヶ月
							0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)

④卒業後、都内施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							0円	0円	
	返還						0円	1,500,000円	50,000×30ヶ月
		返還					0円	2,100,000円	50,000×42ヶ月

★退職時点で返還債務を再計算

⑤卒業後、指定施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							0円	0円	
	返還						0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)
		返還					0円	2,700,000円	50,000×54ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

⑥卒業後、指定施設で従事していたが、5年以上7年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							1,800,000円	0円	50,000×36ヶ月
	返還						0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)
					返還		0円	900,000円	50,000×18ヶ月

★退職に伴い返還債務発生

⑦卒業後、指定施設で従事していたが、5年未満で都内施設に転職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(指定)							0円	0円	
		転職		従事猶予(都内)			900,000円	0円	25,000×36ヶ月
	返還						0円	900,000円	50,000×18ヶ月(※)
			返還				0円	1,800,000円	50,000×36ヶ月

★転職に伴い返還債務発生

★指定施設から都内施設への転職は、「都内施設での従事（免除額：25,000円×貸与月数）」に含めます。

※ 一定の条件(猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を25,000円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないとき)を満たしたときは、月賦額を25,000円とすることも可能です。

(8) 返還金の再計算について

すでに貸与の一部を返還済み又は返還中の方が、退職等に伴い新たに返還債務が発生する場合は、退職の時点での残債務と新たに発生した債務を再計算し、返還計画を立て直します。（(7) 返還のシミュレーションⅢ③（26 ページ）参照）

Ⅲ 貸与月額7.5万円×貸与月数36か月（貸与総額270万円）の例

③卒業後、都内施設で従事していたが、5年未満で退職した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	免除額	返還額	(内訳)
従事猶予(都内)							0円	0円	
		返還					0円	1,500,000円	50,000×30ヶ月
			返還				0円	1,200,000円	50,000×24ヶ月

★退職時点で返還債務を再計算

【シミュレーションⅢ③の場合】

<卒業後>

都内施設に従事（5年間の従事猶予）

- ・ 猶予額 $25,000 \text{ 円} \times 36 \text{ ヶ月} = 900,000 \text{ 円}$ …①
 ・ 返還額 (月賦額) $50,000 \text{ 円} \times 36 \text{ ヶ月} = 1,800,000 \text{ 円}$ …②

<従事3年（36ヶ月）で退職>

- ・ 退職時点での返還済額 (月賦額) $50,000 \text{ 円} \times 30 \text{ ヶ月} = 1,500,000 \text{ 円}$ …③
- ・ 退職時点での残債務 (月賦額) $50,000 \text{ 円} \times 6 \text{ ヶ月} = 300,000 \text{ 円}$ …④(=②-③)
- ・ 新たに発生した債務 $25,000 \text{ 円} \times 36 \text{ ヶ月} = 900,000 \text{ 円}$ …①
- ・ 再計算後の合計債務 $1,200,000 \text{ 円}$ …⑤(=①+④)
- ・ 新しい返還計画 (月賦額) $50,000 \text{ 円} \times 24 \text{ ヶ月} = 1,200,000 \text{ 円}$ …⑤

※ 退職した翌月から返還債務が発生しますが、新しい返還計画で口座振替を開始するのは、返還届を受理した翌月末からとなります。提出が遅れると、退職した翌月分から新しい返還計画での口座振替の初回分までがまとまりますので、御注意ください。

6 その他共通の手続について

(1) 住所等を変更する場合

本人や連帯保証人の住所、氏名、電話番号に変更がある場合は、住所等変更の手続を行ってください。

【提出書類】

- ① 住所等変更届（第7号様式）
- ② （氏名を変更した場合のみ）氏名変更の確認ができる公的書類の写し
- ③ （口座名義の氏名も変更した場合）返還金口座振替依頼書

（注1）「公的書類」とは、戸籍謄本又は抄本、運転免許証等、新姓、旧姓両方が確認できるものを指します。

（注2）卒業時点で転居先が不明な場合は、転居先が決まり次第、必ず都に提出してください。

※住所の変更は、電子申請でも可能です。詳細は東京都看護師等修学資金のホームページを御確認ください。

(2) 連帯保証人を変更する場合

【提出書類】

- ① 連帯保証人変更届・連帯保証書（第5号様式）
- ② 新しい連帯保証人の印鑑登録証明書
- ③ 新しい連帯保証人の住民票
- ④ 新しい連帯保証人の収入証明

（注1）連帯保証人が押印する印には必ず実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）を使用し、印鑑登録証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください。

（注2）住民票は世帯主及び続柄、本籍及び筆頭者が省略なく記載されており、3か月以内に発行されたものを提出してください。また、「世帯全員のものである」旨の記載があることを確認してください。

（注3）収入証明は、直近の勤務先の源泉徴収票又は確定申告書等を提出してください。

（注4）住民票は、マイナンバー記載のものは受理できません。

<連帯保証人の資格等>

	連帯保証人の資格要件
①	原則、4親等以内の親族であること（※）。
②	成年であること。
③	本修学資金に関して、他の被貸与者、申込者の保証をしていない（しない）こと。
④	一定の職業に就き、収入を得て独立の生計を営んでいること（無職や年金収入のみの方は認められません。）。
⑤	債務整理中（破産等）でないこと。
⑥	所得税法上の扶養に入っていないこと。 例：母親に収入があり、父親の所得税上の扶養に入っている⇒父親のみ資格有 母親に収入があり、父親の所得税法上の扶養に入っていない⇒父親も母親も資格有

※①の要件を満たせない場合、下記の基準以上の収入を有していれば可とします。

世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人
平均月額	177,000 円	261,000 円	319,000 円	376,000 円
世帯人員	6 人	7 人	8 人	9 人
平均月額	459,000 円	513,000 円	558,000 円	603,000 円

(3) 本人が死亡した場合

本人が死亡した場合、返還状況や死亡理由によって必要な手続が異なります。下記の表を参考に、すみやかに手続を行ってください。

区分	提出書類	注意事項
従事 猶予中 に死亡	【看護業務上の理由】 ① 死亡届(第17号様式) ② 返還免除申請書(第25号様式) ③ 死亡診断書(写し)	連帯保証人からの申請により看護業務上で死亡したことが確認できた場合、免除の対象になります。
	【看護業務外の理由】 ① 死亡届(第17号様式) ② 戸籍等の除票 ③ 返還届(第15号様式) ④ 口座振替依頼書	債務は連帯保証人に引き継がれます。看護業務に起因しない死亡の場合は、全額返還となります。
返還 開始後 に死亡	【看護業務上の理由】 ① 死亡届(第17号様式) ② 返還免除申請書(第25号様式) ③ 死亡診断書(写し)	残りの債務は連帯保証人に引き継がれます。履行期が未到来のものに限り、返還免除を申請することができます。
	【看護業務外の理由】 ① 死亡届(第17号様式) ② 戸籍等の除票 ③ 口座振替依頼書	残りの債務は連帯保証人に引き継がれます。看護業務に起因しない死亡の場合は、全額返還となります。

7 Frequently Asked Question 問合せの多い質問

Q1 指定施設・都内施設に従事をする場合に、卒業後に提出する返還猶予申請書（従事）や返還届等は、いつまでに提出すればいいのでしょうか。

A1 令和8年7月末までに、2～5ページの提出書類一覧表を参照し提出してください。
返還開始は、10月からです。

Q2 指定施設で従事中に病気で休職をしました。提出書類と提出時期を教えてください。

A2 返還猶予の申請事由が生じた場合は速やかに申請してください。

【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 診断書（原本）
- (3) 在職証明書

【猶予事由：従事、進学、在学、再受験、その他（災害・疾病・出産・育児・介護等）】

それぞれの事由により、添付する書類が異なります。詳細は16～20ページを参照してください。

Q3 結婚等により住所と姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A3 本人及び連帯保証人の住所や姓が変わったときには、「住所等変更届（第7号様式）」を提出してください。その際に、姓の変更のわかる公的な書類（戸籍謄本又は抄本の写し、運転免許証の写し等、新姓・旧姓両方が確認できるもの）を添付してください。

引落口座の名義を新姓に変更した場合は、金融機関で再度、口座振替の手続きが必要となります。Q16を御覧ください。

また、住所等の変更は電子申請でも可能です。詳細は東京都看護師等修学資金ホームページを御確認ください。

Q4 申請様式を以前使用してしまったため、手元にありません。どうしたらよいのでしょうか。

A4 口座振替依頼書を除く様式は、東京都看護師等修学資金ホームページからダウンロードすることができます。（制度により様式が異なります。背景がピンクのR4制度の様式をダウンロードしてください。）

なお、ダウンロードができない場合又は口座振替依頼書の様式を御希望の場合は、表紙の裏面に記載の問合せ先に御連絡ください。

Q5 国家試験に不合格となりました。貸与を受けた額を全額返還する必要がありますか。

A5 養成施設卒業の翌年度までに実施される国家試験に合格し、看護業務に係る免許を取得しようとする意思を有している場合は、返還を猶予することができます。

【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 試験受験の意思が記載された日付及び本人署名のある陳述書

Q6 養成施設卒業後、免許取得を目的として、看護系の上級課程へ進学しました。提出書類を教えてください。

A6 【提出書類】（詳細は6ページを参照してください。）

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 貸与を受けていた課程に係る国家資格の免許証又は登録済み証明書（養成施設卒業者）
- (3) 修了証の写し（大学院修了者）

Q7 養成施設卒業後、指定施設で従事しながら、免許取得を目的として、看護系の上級課程へ進学しました。従事猶予は受けられますか。

A7 常勤、非常勤（月128時間以上の雇用契約）で従事をしている場合は、従事猶予を受けることが出来ます。ただし、従事をしながら進学する場合の多くは、実習期間になると雇用形態が常勤から非常勤に変更となり、従事時間数が不足する傾向にあります。従事期間として算定できない期間は、進学猶予に切り替える必要があります。

Q8 養成施設卒業後すぐに、訪問看護ステーションに就職しました。返還になりますか。

A8 令和4年度以降の貸与者については指定施設に該当しますので、従事猶予が可能です。

Q9 養成施設卒業後、指定施設に従事をしましたが、その後、免除対象外施設（指定施設・都内施設に該当しない施設）へ同じ法人内で異動を命じられました。返還になりますか。

A9 免除対象施設（指定施設・都内施設）で従事した後、その法人の都合により免除対象外施設へ異動となった場合は、貸与者1名につき1回のみ、最長3年間の猶予を申請することができます。ただし、その期間は従事期間として算定できません。また、異動先の免除対象外の施設での従事は、看護業務であることが必須となります。

【提出書類】

- (1) 返還猶予申請書
- (2) 法人都合による免除対象外施設への異動であることを証する書面

Q10 現況届の提出依頼が届きました。提出は必要ですか。

A10 規則第7条2項の規定により、進学猶予、従事猶予中の場合、毎年、現況届の提出が必要です。東京都からの提出依頼を受けたら、進学先、従事先で証明してもらい、必ず提出してください。

Q11 養成施設卒業後、都内施設で従事をしました。しかしその後、指定施設に転職したので、指定施設の従事猶予を受けることはできますか。

A11 上記の場合には、指定施設での従事猶予として扱うことはできません。一度都内施設で従事された場合は、その後指定施設に転職された場合も、都内施設での従事として扱います。

Q12 従事猶予中に転職をしました。転職のルールと提出書類を教えてください。

A12

＜転職のルール＞

- ① 退職後、次の採用までの期間が1ヶ月未満であること。
- ② 指定施設から都内施設、都内施設から指定施設への転職は、都内施設の扱いとなる。
- ③ 従事先の在職日数が月16日未満となる月は、従事月数に算定できない。そのため従事猶予の期間がその分延長となる。（詳細は17～18ページを参照してください。）

＜提出書類＞

●事例1 貸与月額 75,000 円 貸与期間 36 ヶ月 貸与総額 2,700,000 円

○卒業後、3年間指定（都内）施設で従事し、退職後1ヶ月未満で指定（都内）施設へ転職した。

【提出書類】
「従事先変更届」、裏面の「指定（都内）施設証明」、前従事先の「在職証明書」
※「返還猶予申請書」・・転職のルール③に該当する場合に要提出。

●事例2 貸与月額 75,000 円 貸与期間 36 ヶ月 貸与総額 2,700,000 円

○卒業後、指定施設で従事。7年間、2,700,000 円（75,000 円×36 ヶ月）の従事猶予中。
3年間指定施設で従事し、退職後1ヶ月未満で都内施設へ転職した。

【提出書類】
「従事先変更届」、裏面の「都内施設証明」、前従事先の「在職証明書」
「返還猶予申請書」、「返還届」、「口座振替依頼書」

解説）3年間指定施設で従事した後に都内施設へ転職したため、猶予理由は従事猶予（指定施設）から従事猶予（都内施設）へ変更となる。これに伴い、猶予金額は900,000 円（25,000 円×36 ヶ月）に変更となる。貸与総額から猶予金額を差し引いた残りの1,800,000 円（50,000 円×36 ヶ月）は、返還開始となる。

●事例3 貸与月額 100,000 円 貸与期間 36 ヶ月 貸与総額 3,600,000 円

○卒業後、都内施設で従事。5年間、900,000 円（25,000 円×36 ヶ月）の従事猶予中。
同時に、貸与総額から猶予金額を差し引いた2,700,000 円（50,000 円×54 ヶ月）を卒業後の10月から返還中。都内施設で2年間従事した後、都外の施設へ転職した。

【提出書類】
前従事先の「在職証明書」、「返還届」

解説）都内施設で2年間従事した後、免除対象外施設である都外施設へ転職したため、従事猶予としていた金額も併せて返還する必要がある。都内施設を退職した翌月を起算点とし、その時点での残債務と新たに発生した債務を再計算し、返還計画を立て直す。返還届等の書類の提出が遅れた場合は、返還事由が発生した翌月から、引落月までの金額が合算となる。なお、一定の条件を満たした場合のみ、返還月額を25,000 円とすることができるため、当初の返還月額が25,000 円であっても、再計算後に返還月額が50,000 円に変更となる場合もある。

Q13 先月分の口座引落しができませんでした。今月の振替日に、引落しができなかった先月分もまとめて2ヶ月分の口座引落しをしてもらえますか。

A13 翌月にお届けする督促状に同封される納付書にてお支払ください。

Q14 口座から引落しができなかったため、督促状と納付書が届きました。コンビニで支払いはできますか。

A14 納付書が利用できるのは、督促状に同封されている「東京都公金を納付できる金融機関一覧」に載っている金融機関の窓口及びペイジー対応のATM、インターネットバンキング等で支払うことができます。コンビニでは支払えません。

Q15 納付書を紛失してしまいました。再発行はしていただけますか。

A15 再発行いたします。表紙の裏面に記載の問合せ先に御連絡ください。

Q16 引落しに使っている口座について、変更はできますか（名義変更を含む。）。

A16 手続により変更可能です。金融機関で必要な手続をした上で、口座振替依頼書を都へ提出してください。都に到着した月の翌月末の口座振替から新口座での引落としとなります。

Q17 全額の返還が終了しました。何か通知は届きますか。

A17 都で確認が取れ次第、返還完了通知を送付いたします。
なお、返還を完了した日から通知の送付まで2か月程度要しますので、御了承ください。

Q18 養成施設卒業後、都外の施設で従事をしました。しかしその後、指定施設に転職しましたので、免除を受けることはできますか。

A18 免除を受けることができるのは、卒業後直ちに指定施設又は都内施設に従事し、引き続き5年間もしくは7年間従事した場合に限ります。

Q19 5年間（7年間）の従事猶予の期間が満了しました。提出書類を教えてください。

A19 5年間（7年間）の従事猶予の期間が満了しましたら、返還免除申請書、裏面の在職証明書を出してください。都に到着した翌月に返還免除承認通知を送付いたします。

Q20 国家試験不合格により、翌年度の試験を再受験したいと考えています。再受験猶予の申請をする場合に、返還猶予申請書と併せて提出する「陳述書」にはどのような内容を記載すれば良いですか。

A20 ホームページに掲載しております「陳述書の記載例」を参照いただき、本人直筆にて署名のうえ、提出してください。

Q21 都内施設とはどのような施設でしょうか。従事を希望する施設が、都内施設であるか確認したいです。

A21 「都内施設」とは、医療法その他の法令に基づき、看護師等を配置するものをいいます。詳細は「都内施設に該当する主な施設」を御確認ください。

Q22 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）での勤務は、常勤・非常勤にかかわらず免除対象となりますか。

A22 特別養護老人ホームは都内施設に該当するため、5 年間の従事期間を経て免除対象となります。ただし、常勤（非常勤の場合には毎月 128 時間以上）の雇用契約が締結されていることが必要です。

Q23 返還の月賦額を 25,000 円とすることができるかどうか、確認する方法はありますか。

A23 月賦額は、貸与月額が 25,000 円の場合は 25,000 円、貸与月額 50,000 円以上の場合には 50,000 円が原則です。

ただし、一定の条件（詳細は 10 ページ参照）を満たしたときは、月賦額を 25,000 円とすることも可能です。条件を満たすか否かは、卒業直後の場合、「修学資金借用証書（裏面）計算シート」（ホームページ掲載）により確認できます。転職・退職の場合には、東京都までお問合せください。

Q24 返還債務の月賦額を 25,000 円にすることができる場合の申請手続きについて教えてほしいです。別途提出する書類はありますか。

A24 返還届（第 15 号様式）及び口座振替依頼書に加え、「月賦額の特例に係る届出」を提出してください。

東京都看護師等修学資金貸与条例（抜粋）

（昭和 37 年 10 月 16 日条例第 121 号） 改正 令和 3 年 6 月 14 日条例第 63 号

（目的）

第 1 条 この条例は、養成施設に在学する者及び看護師免許を取得し、大学院において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来東京都の区域内(以下「都内」という。))において看護業務に従事しようとするものに対し、看護師等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与し、もつてこれらの者の修学を容易にすることにより、都内の看護職員の確保及び質の向上に資することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 養成施設 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十九条から第二十二条までの規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校及び知事が指定した養成所をいう。
- 二 大学院 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条の規定による大学院(看護に関する専門知識を修得するための修士課程に限る。)をいう。
- 三 看護業務 養成施設に在学する者にあつては保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいい、大学院に在学する者にあつては保健師、助産師又は看護師の業務をいう。
- 四 指定施設 看護職員の確保が特に必要と認められる施設として、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。
- 五 都内施設 看護職員の確保が必要と認められる施設として、規則で定めるものをいう。

（貸与の資格）

第 3 条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 養成施設又は大学院に在学している者(東京都の区域外(以下「都外」という。))に所在する養成施設又は大学院に在学している者にあつては、都内に住所を有するもの(以下「都外在学者」という。))に限る。)であること。
- 二 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。
- 三 経済的理由により修学困難であること。
- 四 同種の修学資金を他から借り受けていないこと。
- 五 養成施設に在学している者にあつては卒業後、大学院に在学している者にあつては修了後、都内において引き続き五年以上の期間、看護業務に従事しようとする意思を有すること。
- 六 都外在学者にあつては、貸与期間(第四条の二に規定する貸与期間をいう。)の初日に、都内に住所を有すること。

(連帯保証人)

第8条 修学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えた連帯保証人一人を立てなければならない。

- 一 一定の職業をもち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- 二 この修学資金について、他に保証していないこと。

2 前項第二号の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができる。

(貸与の休止等)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けている者(以下「修学生」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与をやめることができる。

- 一 退学したとき。
- 二 都外在学者にあつては、都外に転出したとき。
- 三 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 四 偽りの申込みその他の不正手段によつて貸与を受けたとき。
- 五 その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 六 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 七 死亡したとき。

2 知事は修学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、休学し、または停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還及び返還方法)

第11条 修学資金の貸与を受けた者は、災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)がある場合を除き、第一号に該当する場合は同号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、第二号又は第三号に該当する場合は当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から六月を経過した日から起算して、規則で定める期間内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により、修学資金を返還しなければならない。ただし、次条の規定により返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行が猶予されたときは、これらの返還期間と当該猶予された期間を合算した期間内に返還しなければならない。

- 一 第九条第一項第一号から第五号まで又は第七号の規定により、修学資金の貸与がやめられたとき。
- 二 第九条第一項第六号の規定により修学資金の貸与をやめられた者が、養成施設を卒業し、又は大学院を修了したとき。
- 三 貸与期間が終了したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、修学資金の貸与を受けた者がその全額の返還を希望する場合は、直ちに返還することができる。

(返還債務の履行猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還債務の履行の全部又は一部を猶予することができる。

- 一 第九条第一項第二号、第三号又は第五号の規定により修学資金の貸与をやめられた後も、引き続き養成施設又は大学院に在学しているとき。
- 二 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第十七条に規定する保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験(以下「試験」と総称する。)に合格しなかつた者であつて、都内で看護業務に従事する意思を有し、かつ、養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格し、看護業務に係る免許(以下「免許」という。)を取得しようとする意思を有しているとき。
- 三 養成施設において貸与を受けた者にあつては養成施設卒業後更に他種の養成施設又は大学院において、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後更に博士課程において修学しているとき。
- 四 養成施設において貸与を受けた者にあつては養成施設卒業後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事し、引き続き当該各施設において看護業務に従事しているとき。
- 五 やむを得ない理由があると認められるとき。

- 2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務を前項第四号に規定する看護業務とみなす。

(返還債務の免除)

第13条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、返還債務(履行期が到来していない部分に限る。)の全部又は一部を免除することができる。この場合において、やむを得ない理由により看護業務に従事できなかった期間については、当該各号に規定する看護業務に従事した期間に含めないものとする。

- 一 第四条第一号又は第二号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。
- 二 第四条第三号又は第四号に掲げる額の貸与を受けた者のうち、養成施設において貸与を受けたものにあつては免許取得後、大学院において貸与を受けたものにあつては修了後、直ちに、指定施設において引き続き五年間又は七年間看護業務に従事したとき。

三 養成施設において貸与を受けた者にあつては免許取得後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、都内施設において引き続き五年間看護業務に従事したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずるものとして規則で定めるものに該当するとき。

五 看護業務を行つている期間中に看護業務上の理由により死亡し、又は看護業務に起因する心身の故障のため看護業務を継続することができなくなつたとき。

2 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される試験又は養成施設を卒業する日の属する年度の末日から起算して一年を経過する日の属する年度までの間に実施される試験に合格した者が、免許の取得を条件に看護業務に準ずる業務に従事した場合は、当該看護業務に準ずる業務に従事した期間を前項に規定する看護業務に従事した期間とみなす。

(延滞利子)

第14条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年三パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋）

（昭和 61 年 6 月 20 日規則第 116 号） 改正 令和 3 年 6 月 14 日規則第 275 号

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都看護師等修学資金貸与条例(昭和三十七年東京都条例第百二十一号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（指定施設）

第2条 条例第二条第四号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設等(第十一号に掲げる施設を除く。)であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第七条の許可を受けた病床が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院
- 三 ハンセン病療養所
- 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
- 五 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 六 児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関
- 七 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十一条第二項第一号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 八 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
- 九 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
- 十 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(同法第八条第四項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 十一 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号に規定する施設

（都内施設）

第2条の2 条例第二条第五号に規定する規則で定めるものは、都内に存する施設であつて、医療法その他法令に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するもの(前条第一号から第十号までに掲げる施設等に該当するものを除く。)をいう。

（連帯保証人の変更）

第 6 条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が条例第八条の連帯保証人を変更しようとするとき、又は当該連帯保証人が死亡したときは、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(別記第五号様式)及び新たな連帯保証人の印鑑登録証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、当該連帯保証人となるべき者について条例第八条に規定する要件又は保証能力を審査の上、その可否を決定し、連帯保証人変更承認・不承認通知書(別記第六号様式)により通知する。

（届出等）

第 7 条 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該

各号に定める届け書等を十日以内に知事に提出しなければならない。

- 一 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他知事の指定する重要な事項に異動があつたとき。 住所等変更届(別記第七号様式)
 - 二 休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は貸与期間内に留年した者が、貸与の休止を希望するとき。 休学・停学・留年届(別記第八号様式)
 - 三 前号に該当した者が復学し、又は進級したとき。 再開申請書(別記第九号様式)
 - 四 退学し、又は修学資金の貸与を辞退したとき。 退学・辞退届(別記第十号様式)
 - 五 看護業務の従事先を変更したとき。 従事先変更届(別記第十四号様式)
 - 六 条例第十一条第一項各号に掲げる理由に該当し、かつ、条例第十二条第一項の規定により返還債務の履行の全部を猶予されなかつたとき、又は返還債務の履行の猶予(以下「履行猶予」という。)の額に変更があつたとき。 返還届(別記第十五号様式)
- 2 条例第十二条第一項第三号の規定による履行猶予を受けている者にあつては毎年四月一日現在における養成施設等に係る在学状況について、同項第四号に定める履行猶予を受けている者にあつては毎年十月一日現在における看護業務の従事状況について、現況届(別記第十六号様式)により知事に報告しなければならない。
- 3 連帯保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届(別記第十七号様式)にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(借用証書及び返還予定明細書の提出)

第9条 修学生は、修学資金の貸与が終了し、又は条例第九条第一項の規定により修学資金の貸与を廃止されたときは、連帯保証人と連署の上、遅滞なく修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書(別記第二十一号様式)及び連帯保証人の印鑑登録証明書を、知事に提出しなければならない。

(返還期間)

第9条の2 条例第十一条第一項に規定する規則で定める期間は、修学資金の貸与を受けた者が選択した次の各号に掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 月額二万五千円 四年間
- 二 月額五万円 四年間
- 三 月額七万五千円 六年間
- 四 月額十万円 八年間

(履行猶予をすることができる返還債務の額)

第9条の3 条例第十二条第一項の規定により履行猶予をすることができる返還債務の額は、別表一の上欄に掲げる履行猶予の要件に該当する場合について、同表中欄に掲げる貸与金額の区分に応じて、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。ただし、条例第十三条の規定による返還債務の免除(以下「免除」という。)を受けた者にあつては、貸与を受けた金額から当該免除を受けた額を差し引いた額とする。

(履行猶予の申請等)

第10条 条例第十二条第一項の規定による履行猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第二十三号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還猶予承認・不承認通知書(別記第二十四号様式)により通知する。

(免除することができる返還債務の額)

第10条の2 条例第十三条第一項の規定により免除することができる返還債務の額は、別表二の上欄に掲げる免除の要件に該当する場合について、同表中欄に掲げる貸与金額の区分に応じて、同表下欄に掲げる方法により計算した額とする。

(免除の要件)

第10条の3 条例第十三条第一項第四号に規定する規則で定めるものは、養成施設で貸与を受けた者にあつては卒業後、大学院において貸与を受けた者にあつては修了後、直ちに、指定施設又は都内施設において看護業務に従事した者が当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合(当該各施設において看護業務に従事しなくなつた後、直ちに、他の指定施設又は都内施設において看護業務に従事した場合を含む。)において、当該各施設において通算して五年間又は七年間看護業務に従事した場合とする。

(免除の申請等)

第11条 条例第十三条第一項の規定による免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第二十五号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、修学資金返還免除承認・不承認通知書(別記第二十六号様式)により通知する。

別表一(第九条の三関係)

(令三規則二七五・追加)

履行猶予の要件	貸与金額	履行猶予の額
一 条例第十二条第一項第一号、第二号又は第三号に該当したとき。	条例第四条各号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第十二条第一項第四号に該当したとき(指定施設において看護業務に従事しているときに限る。)	条例第四条第一号から第三号までに掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	条例第四条第四号に掲げる額	七万五千円に貸与を受けた月額を乗じて得た額
三 条例第十二条第一項第四号に該当したとき(都内	条例第四条各号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額

施設において看護業務に従事しているときに限る。)		
四 条例第十二条第一項第五号に該当したとき。	条例第四条各号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

別表二(第十条の二関係)

(令三規則二七五・追加)

免除の要件	貸与金額	免除の額
一 条例第十三条第一項第一号に該当したとき。	条例第四条第一号又は第二号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
二 条例第十三条第一項第二号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。)	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
三 条例第十三条第一項第二号に該当したとき(看護業務に七年間従事したときに限る。)	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
四 条例第十三条第一項第三号に該当したとき。	条例第四条各号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
五 条例第十三条第一項第四号に該当したとき(看護業務に五年間従事したときに限る。)	条例第四条第一号又は第二号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額
	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	五万円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
六 条例第十三条第一項第四号に該当したとき(看護業務に七年間従事したときに限る。)	条例第四条第三号又は第四号に掲げる額	二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額
七 条例第十三条第一項第五号に該当したとき。	条例第四条各号に掲げる額	貸与を受けた者が選択した貸与金額に貸与を受けた月数を乗じて得た額

備考

- 一 二の項上欄に該当し免除を受けた者が三の項上欄に該当した場合は、当該免除に係る額に加えて、同項下欄に掲げる額の免除を受けることができる。
- 二 五の項上欄に該当し免除を受けた者(貸与金額の区分が条例第四条第三号又は第四号に

掲げる額である者に限り、備考三に規定する免除を受ける者を除く。)が六の項上欄に該当した場合は、当該免除に係る額に加えて、同項下欄に掲げる額の免除を受けることができる。

- 三 都内施設において看護業務に従事し、五の項上欄に該当した場合における免除の額は、同項下欄の規定にかかわらず、二万五千円に貸与を受けた月数を乗じて得た額とする。
- 四 都内施設において看護業務に従事し、六の項上欄に該当した場合における免除の額は、同項下欄の規定にかかわらず、零とする。

届出様式の記入例

(令和7年度 貸与終了者用)

届出書類の記載に当たっては、必ず油性のボールペンを使用してください。
※「消えるボールペン」等の使用は不可

修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書（第21号様式）	47
修学資金返還猶予申請書（第23号様式）	
<指定施設従事>（表）・（裏）	50
<進学>	52
<試験不合格（翌年再受験）>	53
<やむを得ない理由（災害・疾病・出産等）>	54
返還届（第15号様式）	
<免除対象外施設（都外施設等）従事>	55
<指定施設・都内施設従事（一部返還）>	56
<猶予事由の消滅（退職等）>	57
従事先変更届（第14号様式）	58
在職証明書（任意様式）	60
住所等変更届（第7号様式）	61
修学資金返還免除申請書（第25号様式）	
<指定施設5年間従事、都内施設5年間従事、死亡・心身の故障>	62
<指定施設7年間従事>	63
東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）	64
連帯保証人変更申請書・連帯保証書（第5号様式）	65
月賦額の特例に係る届出書	66

全ての項目について、明瞭に
記入してください。

金額の訂正不可

修 学 資 金 借 用 証 書

租税特別措置法
第91条の3第2項
により印紙は必
要ありません。

金 額

百	十	万	千	百	十	円
¥ 1	2	0	0	0	0	0

「¥」マークを必ず付けてください。

収入印紙は、原則不要です。

各種学校や学校教育法に規定されていない
学校は、貼付が必要です。

令和 8 年 1 月 16 日

最終支払日（令和 8 年 1 月 15 日）以降
の日付を記入してください。

東京都知事 殿

本 人

貸与番号 6 S * * * *

(自署)

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子

郵便番号 1 6 3 - 0 0 0 0

住 所 東京都新宿区西新宿 9 - 9 - 9

電 話 (自宅) 03-5555-5555 / (携帯) 090-5555-5555

本人が18歳未満の場合に
親権者か後見人が記入して
ください。

親権者又

は後見人

(自署)

ふりがな
氏 名

郵便番号

住 所

電 話 (自宅) / (携帯)

保証人が自署し、印鑑登録印
を押印してください。

連帯保証人
(自署)ふりがな はちおうじ さぶろう
氏 名 八 王 子 三 朗

郵便番号 1 9 2 - 0 0 0

住 所 東京都八王子市八王子 1 - 1 - 5 0 1 けやきマンション

電 話 (自宅) - / (携帯) 090-6666-6666

勤務先名称 株 式 会 社 八 王 子

勤務先住所 東京都八王子市八王子 1 - 1 - 1

勤務先電話 0 3 - 7 7 7 7 7 7 7

ハ
モ
印

住所が同じ場合も「同上」等と省略
をせず、記入してください。

電話番号がない場合、一(ハイフン)
を記入してください。

注 1 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してくだ
さい。

注 2 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証
書(第 5 号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。

注 3 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第 7 号様
式)を提出してください。

(裏)

借入金額の内訳		貸与月額25,000円の場合	
養成施設等の名称	貸与終了理由		
○×看護学校	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()		
借受期間			
令和6年4月から令和8年3月まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)			
借受月額	借受回数		
25,000円	24回		
※端数が出る場合は、注釈を確認の上ご記載ください。			
修学資金返還予定明細書			
	返還の方法	1回の金額 百 十 万 千 百 十 円	返還回数
①全額返還となる 場合(都外就業や 退学など)	月賦 半年賦 一括	¥ 2 5 0 0 0 0	24回
②都内施設に就業 した場合	月賦 半年賦 一括		
貸与月額が2.5万円の場合は、①欄のみ記載してください。			

借入金額の内訳		貸与月額50,000円の場合	
養成施設等の名称	貸与終了理由		
○×看護学校	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()		
借受期間			
令和6年4月から令和8年3月まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)			
借受月額	借受回数		
50,000円	24回		
※端数が出る場合は、注釈を確認の上ご記載ください。			
修学資金返還予定明細書			
	返還の方法	1回の金額 百 十 万 千 百 十 円	返還回数
①全額返還となる 場合(都外就業や 退学など)	月賦 半年賦 一括	¥ 5 0 0 0 0 0	24回
②都内施設に就業 した場合	月賦 半年賦 一括	¥ 5 0 0 0 0 0	12回
③指定施設に5年 間継続して就業 した場合	月賦 半年賦 一括		
貸与月額が5万円の場合は、①と②欄に記載してください。			

(※注) 借受総額を1回の返還額で割った時に、端数が生じる場合は初回返還額に加算されます。その際は、「端数は初回に加算されることを了承します。」と記載して下さい。

(裏)

貸与月額75,000円の場合

借用金額の内訳

養成施設等の名称	貸与終了理由
○×看護学校	☒ 1 卒業 2 期間満了 ☐ 3 辞退 4 退学 ☐ 5 その他 ()
借受期間	
令和6年4月から令和8年3月まで (うち休止期間 年 月から 年 月まで)	
借受月額	借受回数
75,000円	24回

修学資金返還予定明細書

※端数が出る場合は、注釈を確認の上ご記載ください。

	返還の方法	1回の金額						返還回数
		百	十	万	千	百	十	
①全額返還となる 場合（都外就業や 退学など）	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	36回
②都内施設に就業 した場合	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	24回
③指定施設に5年 間就業した場合	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	12回

貸与月額が7.5万円の場合は、①から③欄まで記載してください。

借用金額の内訳

貸与月額100,000円の場合

養成施設等の名称	貸与終了理由
○×看護学校	☒ 1 卒業 2 期間満了 ☐ 3 辞退 4 退学 ☐ 5 その他 ()
借受期間	
令和6年4月から令和8年3月まで (うち休止期間 年 月から 年 月まで)	
借受月額	借受回数
100,000円	24回

修学資金返還予定明細書

※端数が出る場合は、注釈を確認の上ご記載ください。

	返還の方法	1回の金額						返還回数	
		百	十	万	千	百	十		円
①全額返還となる 場合（都外就業や 退学など）	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	0	48回
②都内施設に就業 した場合	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	0	36回
③指定施設に5年 間就業した場合	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	0	24回
④指定施設に7年 間就業した場合	月賦 半年賦 一括	¥	5	0	0	0	0	0	12回

貸与月額が10万円の場合は、①から④欄まで全て記載してください。

(※注) 借受総額を1回の返還額で割った時に、端数が生じる場合は初回返還額に加算されます。その際は、「端数は初回に加算されることを了承します。」と記載して下さい。

修学資金返還猶予申請書

令和8年 4月 19日

東京都知事 殿

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

登録済証明書の写し(ハガキ)又は、免許証の写しを添付してください。
裏面には、指定施設の証明をもらってください。

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。

記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 試験不合格により次年度の試験を再受験
(3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
(5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
(6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ()

従事した医療施設での証明
をもらってください。

(注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予申請期間	R8年4月から R15年3月まで	上記の者は、令和8年 4月 1日から当施設(学校)に 従事中 (常勤・非常勤(月128時間以上)) (職種: 保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中 (課程) であることを証明します。 令和8年 4月 19日
就業場所・ 学校名称等	○×病院	施設(学校)名 ○×病院 郵便番号 111-1111 所在地 千代田区駿河台50 施設(学校)長名 ○×病院長 鈴木 ○×病 院院長 之印

(注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(5)までに該当する場合、従事先又は在学先の証明が必要となります。

2 猶予申請の理由

施設証明に記入し

法人名のみ証明は不可です。施設名まで記入してください。

3 猶予申請の理由

が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 令和8年 4月 15日 第 111111 号

(注) 1 猶予申請の理由が(3)から(5)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。

2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済みの場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和6年4月から令和8年3月まで 24か月 総額1,800,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

指 定 施 設 証 明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

都 内 施 設 証 明

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法

法人名のための証明は不可です。施設名まで記入してください。

- 15 12から14まで以外の関係法令()

に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、**令和8年 4月 1** 現在、上記 1 の施設であることを証明します。

令和7年10月現在、上記のうち7に
該当する施設は都内にはありません。

令和8年 4月 19日

施設名 **〇×病院**

施設長名 **病院長 鈴木**

〇×病院
院長之印
印

修学資金返還猶予申請書

令和8年 4月 19日

東京都知事 殿

貸与番号	6	G	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

免許証の写し又は登録済証明書（ハガキ）の写しを添付してください。

ふりがな **とうきょう はなこ**
氏 名 **東 京 花 子**
郵便番号 **163-0000**
住 所 **東京都新宿区西新宿9-9-9**
電 話 **03 (5555) 5555**

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。

記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 試験不合格により次年度の試験を再受験
(3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
(5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
(6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ()

進学した養成施設等で証明を
もらってください。

(注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予申請期間	R8年4月から R10年3月まで	上記の者は、令和8年 4月 1日から当施設(学校)に 従事中(常勤・非常勤(月128時間以上)) (職種:保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中 (看護師2年 課程) であることを証明します。 令和8年 4月 19日
就業場所・ 学校名称等	○×看護 専門学校	施設(学校)名 ○×看護専門学校 郵便番号 111-1111 所在地 千代田区駿河台50 施設(学校)長名 ○×学校長 鈴木 ○×病 院院長 之印

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(5)までに該当する場合、従事先又は在学先の証明が必要となります。
2 猶予申請の理由が(4)又は(5)に該当する場合、裏面の指定施設証明又は都内施設証明に記入してください。
3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 令和8年 4月15日 第 111111 号

- (注) 1 猶予申請の理由が(3)から(5)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。
2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済みの場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和6年4月から令和8年3月まで 24か月 総額1,800,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

試験不合格のため、猶予を申請する場合

修学資金返還猶予申請書

令和8年 4月 19日

東京都知事 殿

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

試験受験の意思が記載された陳述書を添付してください。

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。

記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
 (2) 試験不合格により次年度の試験を再受験
 (3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
 (4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
 (5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
 (6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ()

(注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予申請期間	R8年4月から R9年3月まで	上記の者は、 年 月 日から当施設(学校)に 従事中(常勤・非常勤(月128時間以上)) (職種:保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中(課程) この欄の証明は不要です。
就業場所・ 学校名称等		施設(学校)名 郵便番号 所在地 施設(学校)長名 印

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(5)までに該当する場合、従事先又は在学先の証明が必要となります。
 2 猶予申請の理由が(4)又は(5)に該当する場合、裏面の指定施設証明又は都内施設証明に記入してください。
 3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号	年 月 日 第 号
--------------	-----------

- (注) 1 猶予申請の理由が(3)から(5)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。
 2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済みの場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和6年4月から令和8年3月まで 24か月 総額2,400,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

(日本産業規格A列4番)

修学資金返還猶予申請書

令和8年 8月 1日

東京都知事 殿

貸与番号 6 K * * * * *

やむを得ない理由が確認できる
証明書（診断書（原本））等を添
付してください。

ふりがな とうきょう はなこ
氏 名 東 京 花 子
郵便番号 163-0000
住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9
電 話 03 (5555) 5555

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。

記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
(2) 試験不合格により次年度の試験を再受験
(3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
(4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
(5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
(6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ()

(注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予申請期間	R8年8月から R8年11月まで	上記の者は、 年 月 日から当施設(学校)に 従事中(常勤・非常勤(月128時間以上)) (職種:保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中(課程) この欄の証明は不要です。
就業場所・ 学校名称等		施設(学校)名 郵便番号 所在地 施設(学校)長名 印

- (注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(5)までに該当する場合、従事先又は在学先の証明が必要となります。
2 猶予申請の理由が(4)又は(5)に該当する場合、裏面の指定施設証明又は都内施設証明に記入してください。
3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号 年 月 日 第 号

- (注) 1 猶予申請の理由が(3)から(5)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。
2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済みの場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	令和6年4月から令和8年3月まで 24か月 総額1,800,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

卒業後、免除対象外施設（都外施設等）に就業した場合

第 15 号様式(第 7 条関係)

返 還 届

令和 8 年 1 月 29 日

東京都知事 殿

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
ふりがな	とうきょう		はなこ				
氏 名	東 京		花 子				
郵便番号	163-0000						
住 所	東京都新宿区西新宿 9-9-9						
電 話	03 (5555) 5555						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。
 なお、返還金については、修学資金返還予定明細書（別記第 21 号様式（裏））のとおり返還します。

記

1 返還理由

- (1) 受けていた修学資金の貸与が廃止された。
 （廃止された理由： 退学・都外転出・その他（ ））
- (2) 受けていた修学資金を辞退した。
- (3) 受けていた修学資金の貸与期間が終了した。
- (4) 受けていた修学資金の一部について、返還債務の履行猶予に該当しない。
- (5) (1)から(3)に該当した後、返還債務の履行猶予を受けていたが、当該履行猶予に係る下記 の理由がなくなった。
 （理由がなくなった年月日： 年 月 日）

【返還債務の履行猶予を受けていた理由】

- ア 養成施設等に在学しているため
- イ 試験不合格により次年度の試験を再受験するため
- ウ 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学したため
- エ 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事しているため
- オ 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事しているため
- カ 災害・疾病・出産・育児・介護・その他（ ）のため

- (6) その他（ ）

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書
 (自動払込利用申込書)の 2 枚目を添付してください。

2 返還方法

現在までに返還した額		0 円								
今回返還する額		1, 200, 000 円								
返還方法	返還期間	令和 8 年 10 月から 令和 10 年 9 月まで								
	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	24 回終了
			¥	5	0	0	0	0		
	半年賦	1 回の金額								
	一 括	1 回の金額								
備 考	借受期間	令和 6 年 4 月から 令和 8 年 3 月まで								
	借受金額	1, 200, 000 円								

(日本産業規格 A 列 4 番)

卒業後、指定施設に就業した場合（貸与月額 100,000 円）

第 15 号様式(第 7 条関係)

返 還 届

令和 8 年 1 月 29 日

東京都知事 殿

75,000 円×貸与月数分は従事猶予が可能です。返還猶予申請書も併せて提出してください。

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
ふりがな	とうきょう はなこ						
氏 名	東 京 花 子						
郵便番号	163-0000						
住 所	東京都新宿区西新宿 9-9-9						
電 話	03 (5555) 5555						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。
 なお、返還金については、修学資金返還予定明細書（別記第 21 号様式（裏））のとおり返還します。

記

1 返還理由

- (1) 受けていた修学資金の貸与が廃止された。
 （廃止された理由： 退学・都外転出・その他（ ））
- (2) 受けていた修学資金を辞退した。
- (3) 受けていた修学資金の貸与期間が終了した。
- (4) 受けていた修学資金の一部について、返還債務の履行猶予に該当しない。
- (5) (1)から(3)に該当した後、返還債務の履行猶予を受けていたが、当該履行猶予に係る下記 の理由がなくなった。
 （理由がなくなった年月日： 年 月 日）

【返還債務の履行猶予を受けていた理由】

- ア 養成施設等に在学しているため
- イ 試験不合格により次年度の試験を再受験するため
- ウ 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学したため
- エ 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事しているため
- オ 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事しているため
- カ 災害・疾病・出産・育児・介護・その他（ ）のため

- (6) その他（ ）

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書
 (自動払込利用申込書)の 2 枚目を添付してください。

2 返還方法

現在までに返還した額		0 円							
今回返還する額		600, 000 円							
返還方法	返還期間		令和 8 年 10 月から 令和 10 年 9 月まで						
	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円
			¥	5	0	0	0	0	
									12 回終了
	半年賦	1 回の金額							回終了
	一括	1 回の金額							
備 考	借受期間		令和 6 年 4 月から 令和 8 年 3 月まで						
	借受金額		2, 400, 000 円						

(日本産業規格 A 列 4 番)

卒業後、都内施設に就業したが、4年で退職した場合（貸与月額 50,000 円）

第 15 号様式(第 7 条関係)

返 還 届

令和 12 年 4 月 29 日

東京都知事 殿

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
ふりがな	とうきょう はなこ						
氏 名	東 京 花 子						
郵便番号	163-0000						
住 所	東京都新宿区西新宿 9-9-9						
電 話	03 (5555) 5555						

下記の返還理由に該当したので届け出ます。

なお、返還金については、修学資金返還予定明細書（別記第 21 号様式（裏））のとおり返還します。

記

1 返還理由

- (1) 受けていた修学資金の貸与が廃止された。
 （廃止された理由： 退学・都外転出・その他（ ））
- (2) 受けていた修学資金を辞退した。
- (3) 受けていた修学資金の貸与期間が終了した。
- (4) 受けていた修学資金の一部について、返還債務の履行猶予に該当しない。
- (5) (1)から(3)に該当した後、返還債務の履行猶予を受けていたが、当該履行猶予に係る下記 **オ** の理由がなくなった。
 （理由がなくなった年月日： 令和 12 年 3 月 31 日）

【返還債務の履行猶予を受けていた理由】

- ア 養成施設等に在学しているため
- イ 試験不合格により次年度の試験を再受験するため
- ウ 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学したため
- エ 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事しているため
- オ** 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事しているため
- カ 災害・疾病・出産・育児・介護・その他（ ）のため

- (6) その他（ ）

返還期間：R8.10～R9.9

月額 50,000 円×12 月＝600,000 円 返還済

2 返還方法

現在までに返還した額		600, 000 円								
今回返還する額		600, 000 円								
返還方法	返還期間		令和12年 4月から			令和13年 3月まで				
	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	12回終了
			¥	5	0	0	0	0	0	
	半年賦	1 回の金額								
	一 括	1 回の金額								
備 考	借受期間		令和6年 4月から			令和8年 3月まで				
	借受金額		1, 200, 000 円							

(日本産業規格 A 列 4 番)

(表)

従 事 先 変 更 届		令和8年 9 月 12 日									
東京都知事 殿		<table><tr><td>貸与番号</td><td>6</td><td>K</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td><td>*</td></tr></table>		貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
貸与番号	6	K	*	*	*	*	*				
旧従事先の在職証明書とともに提出してください。		ふりがな <u>とうきょう はなこ</u> 氏 名 <u>東 京 花 子</u> 郵便番号 <u>163-0000</u> 住 所 <u>東京都新宿区西新宿 9-9-9</u> 電 話 <u>03 (5555) 5555</u>									
下記のとおり看護業務の従事先を変更したので、届け出ます。											
記											
1	旧従事先	名 称	<u>修学クリニック</u>								
		所 在 地	郵便番号 <u>108-0034</u> 住 所 <u>東京都港区台場 2-23-4</u>								
	従 事 期 間	<u>令和8年 4 月 1 日から</u> <u>令和8年 8 月 31 日まで</u>									
(注) 旧従事先の在職証明書を添付してください。											
2	新従事先	名 称	<u>資金病院</u>								
		所 在 地	郵便番号 <u>110-0022</u> 電話 <u>03(5555)6666</u> 住 所 <u>東京都目黒区月島 7-22-1</u>								
	従事年月日	<u>令和8 年 9 月 3 日</u> (常勤・ <u>非常勤</u>)									
	職 種	(いずれかに○を付けてください。) 保健師 ・ 助産師 ・ <u>看護師</u> ・ 准看護師									
非常勤の場合、月 128 時間以上の雇用契約が必要です。											
上記の者は、 <u>令和8年 9 月 3 日</u> から当施設に在職していることを証明します。											
法人名のための証明は不可です。施設名まで記入してください。											
<u>令和8年 9 月 10 日</u>		施設名 <u>資金病院</u> 施設長名 <u>病院長 佃 六 朗</u>	<table><tr><td>資金病 院院長 之印</td></tr></table>	資金病 院院長 之印							
資金病 院院長 之印											
(注) 裏面の指定施設証明又は都内施設証明も記入してください。											

(裏)

指 定 施 設 証 明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

R7年10月現在、上記のうち7に該当する施設は、都内にはありません。

都 内 施 設 証 明

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法

法人名のための証明は不可です。施設名まで記入してください。

- 15 12 から 14 まで以外の関係法令 ()

に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、令和8年9月3日現在、上記 1 の施設であることを証明します。

従事開始日と同日をご記入ください。

令和8年 9 月 10 日

施設名 資金病院

施設長名 病院長 佃 六 郎

資金病
院 院
長 之
印

(日本産業規格A列4番)

貸与番号 6 K * * * * *

現在の指定施設から別の指定施設へ変更した場合

在 職 証 明 書

1 氏名

東京 花子

2 生年月日

平成 10 年 4 月 1 日

法人名のための記入は不可です。施設名まで記入してください。

3 医療機関名及び所在地等

医療機関名 修学クリニック

所在地 〒108-0034 東京都港区台場 2-23-4

電話番号 03 (5555) 5555

4 勤務形態（いずれかに○を付けてください）

① 常勤 ② 非常勤 (毎月 128 時間以上) 毎月 128 時間

休職期間の有無は、どちらか一方に必ず○印をお願いします。

5 在職期間（いずれかに○を付けてください）

令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 8 月 31 日

上記在職期間のうち、休職期間 あり ・ なし

↓

【休職期間】 令和 8 年 6 月 1 日 ~ 令和 8 年 6 月 30 日

【休職理由】 産休 ・ 育休 ・ 傷病 ・ その他 ()

休職期間がある場合は、期間と理由も必ず記入してください。

6 職種（いずれかに○を付けてください）

保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

上記のとおり在職 していること していたこと を証明する。（いずれかに○を付けてください）

令和 8 年 9 月 2 日

退職日以前の証明日は不可。

医療機関名 修学クリニック
医療機関の長 院長 東京 太郎

修学クリニック
院長之印
印

法人名のための証明は不可です。施設名まで記入してください。

住 所 等 変 更 届

住所等の変更の届出は、電子申請でも可能です。詳細は
東京都保健医療局のホームページを御確認ください。

令和8年 12月 1日

東京都知事 殿

氏名を変更する場合は、届け出氏名は、
変更後の新氏名で記入してください。
また、変更事実が確認できる公的書類
(戸籍謄本又は抄本の写し、運転免許証
の写し等、新姓・旧姓両方が確認できる
もの)を添付してください。

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

ふりがな みなと はなこ
氏 名 港 花子

郵便番号 106-0055

住 所 東京都港区港5-5-5

電 話 03(5555)5555

下記のとおり変更したので、届け出ます。

ふりがなを記入してください。

変更後の情報で記載してください。

記

新

ふりがな 氏 名	みなと 港	はなこ 花子	区 分	本人	連帯保証人
郵便番号	106-0055	住 所	東京都港区港5-5-5		
職 業	看護師	電 話	自 宅	03-5555-5555	
			携 帯	090-5555-5555	

旧

ふりがな 氏 名	とうきょう 東京	はなこ 花子	区 分	本人	連帯保証人
郵便番号	163-0000	住 所	東京都新宿区西新宿9-9-9		
職 業	看護師	電 話	自 宅	03-9999-9999	
			携 帯	090-5555-5555	

(注) 区分欄は、該当するものに○を付けてください。

免除要件 (1)、(3)、(4) に該当する場合

第25号様式(第11条関係)

修学資金返還免除申請書

令和13年 4月10日

東京都知事 殿

ふりがな とうきょう はなこ

申請者の氏名 東京 花子

住 所 〒 163-0000

東京都新宿区西新宿9-9-9

電 話 番 号 03 (5555) 5555

貸与番号

6

K

*

*

*

*

ふりがな

※借受人の氏名

※申請者が借受人本人である場合は、記入の必要はありません。

下記により、修学資金の返還免除を申請します。

記

1 免除要件及び免除申請額

免除要件 \ 貸与月額	ア 25,000	イ 50,000	ウ 75,000	エ 100,000
(1) 指定施設 5 年間従事	25,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)
(2) 指定施設 7 年間従事	—	—	25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (か月)
(3) 都内施設 5 年間従事	25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (12 か月)	25,000× 貸与月数 (か月)
(4) 業務上の死亡又は 心身の故障	25,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)	75,000× 貸与月数 (か月)	100,000× 貸与月数 (か月)
免除申請額	300,000円			

(注) (1)から(4)まで及びアからエまでのうち該当するものに○を付けてください。また、該当欄の()内に貸与月数を記入し、算定した免除申請額を記入してください。

(注) (2)の場合は、(1)で算定した額と合算した額が免除申請額となります。

(注) 指定施設に就職後5年未満で都内施設に転職した場合又は都内施設から指定施設に転職した場合で、通算して5年以上看護業務に従事したときは、都

今回申請時に添付している書類
に○印をつけてください。

2 養成施設等卒業(修了)後の状況

免除申請期間	就業場所・進学校名称等	左記期間を証明する書類の有無
R8年 4月から R9年 3月まで (12 か月)	○ △ 病院	・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
R9年 4月から R13年 3月まで (48 か月)	◇ × 病院	・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
途中で従事先を変更している場合は、従事したすべての指定(都内)施設の名称を記入してください。		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)

有無に○を付けてください。

3 貸与金額・返還状況

借 受 期 間 及 び 金 額	令和7年4月から令和8年3月まで12か月 総額 900,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

(日本産業規格A列4番)

免除要件(2)に該当する場合

第25号様式(第11条関係)

修学資金返還免除申請書

令和15年 4月10日

東京都知事 殿

ふりがな とうきょう はなこ

申請者の氏名 東京 花子

住 所 〒 163-0000

東京都新宿区西新宿9-9-9

電 話 番 号 03 (5555) 5555

貸与番号

6 K * * * * *

ふりがな

※借受人の氏名

※申請者が借受人本人である場合は、記入の必要はありません。

下記により、修学資金の返還免除を申請します。

(1)、(2)を合算した額が免除額となります。

記

1 免除要件及び免除申請額

免除要件	貸与月額	ア 25,000	イ 50,000	ウ 75,000	エ 100,000
(1) 指定施設 5 年間従事	貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (12 か月)	50,000× 貸与月額 (か月)
(2) 指定施設 7 年間従事	—	—	25,000× 貸与月額 (12 か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)
(3) 都内施設 5 年間従事	貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)
(4) 業務上の死亡又は 心身の故障	貸与月額 (か月)	25,000× 貸与月額 (か月)	50,000× 貸与月額 (か月)	75,000× 貸与月額 (か月)	100,000× 貸与月額 (か月)
免除申請額	900,000円				

(注) (1)から(4)まで及びアからエまでのうち該当するものに○を付けてください。また、該当欄の()内に貸与月数を記入し、算定した免除申請額を記入してください。

(注) (2)の場合は、(1)で算定した額と合算した額が免除申請額となります。

(注) 指定施設に就職後5年未満で都内施設に転職した場合又は都内施設から指定施設に転職した場合で、通算して5年以上看護業務に従事したときは、都内みなします。

今回申請時に添付している書類に○印をつけてください。

2 養成施設等卒業(修了)後の状況

免除申請期間	就業場所・進学校名称等	左記期間を証明する書類の有無
R8年 4月から R9年 3月まで (12か月)	○ △ 病院	・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
R9年 4月から R15年 3月まで (72か月)	◇ × 病院	・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)
途中で従事先を変更している場合は、従事したすべての指定施設の名称を記入してください。		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)

有無に○を付けてください。

3 貸与金額・返還状況

借 受 期 間 及 び 金 額	令和7年4月から令和8年3月まで12か月 総額 900,000円
現在までに返還した額	年 月から 年 月まで か月 総額 円

(日本産業規格A列4番)

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

申込日: 令和8年 4月 10日

令和8年 10月分 から

納付の内容		東京都看護師等修学資金返還金		貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
修学生 住 所		〒100-0001 千代田区千代田 1-1-1 電話 03 (5555) 4444			修学生 氏 名	フリガナ シヅウ ク サトウ 新宿 今日子					
申込 区分	1 新規（開始）	下記預（貯）金口座から口座振替（自動払込）により支払いたいで、約定等記載事項を確約の上依頼します。									
	2 変更	下記の預（貯）金口座に変更したいので届け出ます。									
	3 解約（停止）	口座振替（自動払込）による支払を解約したいので届け出ます。									

けてください)

銀行等(ゆうちょ銀行を除く)	みずほ					銀行・信用金庫 信用組合・農業協同組合					新宿店		預金 種目	1 普通 2 当座
	金融機関コード				支店コード			口座番号(右づめで記入)						
	金	融	機	関	記	入	欄	1	2	3	4	5	6	7
			*	*	*	*	*							

ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行	金融機関コード		9 9 0 0					番 号 （ 右 づ め で 記 入 ）							
	記 号	1	0	0	8	0	※	1	2	3	4	5	6	7	<u>1</u>

(※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください)

口座名義	フリガナ	シンジユク	キョウコ	金融機関届出印
	氏名	新宿	今日子	新宿

振替 (払込) 目

毎月末日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）

〔約定（ゆうちょ銀行を除く。）〕※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

- 1 貴店に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、東京都の指定する納付期限に請求書記載金額を指定預金口座から引落しの upper 上支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、貴店所定の方法で処理してください。
- 2 振替日において指定預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）が納付すべき金額に満たないときは、その旨私に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
- 3 この契約を解約するときは、私から貴店に書面により届け出ます。なお、届出がないまま長期間に渡り東京都から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。この場合、私への通知は不要です。
- 4 この契約について、仮に紛議が生じても貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑を及ぼしません。
- 5 この口座振替について、領収書の請求はしません。

金融機関の窓口で、受付印を受けてから提出してください。

(不備返却事由)

※ 窓口を持たないネットバンクを使用される場合は、各金融機関のインターネットサイト上で口座振替の手続き後、出力した「口座振替納付届」を東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）の控えの代わりに、保健医療局へ提出してください。

【ゆうちょ銀行以外の銀行で手続をした場合】

1／3を金融機関へ提出
2／3を東京都へ提出

【ゆうちょ銀行で手続をした場合】

1／3、2／3を金融機関へ提出、
3／3を東京都へ提出

取扱生
附印

みずほ
銀行
08. 1. 20
〇〇支店

連帯保証人変更申請書・連帯保証書

連帯保証人変更申請書

令和8年 10月 1日

東京都知事 殿

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

ふりがな とうきょう はなこ氏 名 東 京 花 子郵便番号 163-0005住 所 東京都新宿区西新宿9-9-9電 話 03(5555)5555

下記のとおり連帯保証人の変更を申請します。

ふりがなを記入してください。

記

1 新連帯保証人

- (1) ふりがな はちおうじ さぶろう
氏 名 八 王 子 三 郎
- (2) 生年月日 昭和38年1月1日
- (3) 郵便番号 192-0000
住 所 東京都八王子市八王子1-1-501 けやきマンション
- (4) 電 話(自宅) 03(6666)6666
(携帯) 090(6666)6666
- (5) 借受人本人との関係 叔 父
- (6) 職 業 会 社 員
- (7) 勤務先名称 株 式 会 社 八 王 子
住所 東京都八王子市八王子1-1-1
電話 090(7777)7777
- (8) 年 収 500 万円

条例第8条の規定に該当する方を連帯保証人にしてください。

新たに連帯保証人となる方の収入証明書類、印鑑登録証明書及び住民票の添付が必要です。

2 旧連帯保証人氏名 立 川 次 郎

変更の理由は必ず記入してください。

3 変更の理由 (退職のため)

連 帯 保 証 書

令和8年10月 1日

東京都知事 殿

新連帯保証人が自署及び押印をしてください。

新連帯保証人氏名 (自署) 八 王 子 三 郎

八王
印

修学資金の返還については、借受人東 京 花 子と連帯して責任を負うことを誓約します。

(注) 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

本様式は、返還届（第 15 号様式）と一緒に提出してください。

令和 8 年 4 月 10 日

東京都知事 殿

貸与番号	6	K	*	*	*	*	*
------	---	---	---	---	---	---	---

署名は自署

氏 名 東 京 花 子

住 所 東京都新宿区西新宿 9-9-9

電 話 03 (5555) 5555

一定の条件を満たしたことによる月賦額の特例に係る届出

私は、下記のとおり、東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項第 3 号に規定する要件を満たすため、修学資金返還予定明細書（別記第 21 号様式（裏））記載の返還方法、金額、返還回数にかかわらず、返還届（別記第 15 号様式）に記載のとおり届け出ます。

なお、要綱第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、同条同項第 3 号の要件を満たさなくなったときは、修学資金返還予定明細書に記載した返還方法及び金額により返還します。

金額を記入

記

計算した月数を記入

- 1 貸与総額（ 3,600,000 円）÷月賦額（50,000円） = 72か月
- 2 猶予されない返還債務（ 900,000 円）÷25,000円 = 36か月
- 3 2で算出した期間が、1で算出した期間を超えていない。

東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱（抜粋）

（返還及び返還方法（条例第 11 条関係））

第 6 条 返還期間及び月賦額は、以下の各号に定めるとおりとする。

- （1） 返還期間は、貸与総額を月賦額で除して得た期間とする。ただし、条例及び規則で定める期間を超えないものとする。
- （2） 月賦額は、次のアからエまでに掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該アからエまでに定める額とする。ただし、修学資金の貸与を受けた者が、当該アからエまでに定める額以上の月賦額を希望する場合は、この限りではない。

ア	月額 25,000円	25,000円
イ	月額 50,000円	50,000円
ウ	月額 75,000円	50,000円
エ	月額 100,000円	50,000円
- （3） 前号にかかわらず、返還債務のうち猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を 25,000円 で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないときは、猶予されない返還債務の月賦額を 25,000円 とすることができる。
- （4） 履行猶予の額に変更があったとき又は履行猶予が終了したときは、返還期間及び返還債務の額を再度、算定するものとする。

届出様式

(令和7年度 貸与終了者用)

届出書類の記載に当たっては、必ず油性のボールペンを使用してください。
※「消えるボールペン」等の使用は不可

修学資金借用証書・修学資金返還予定明細書(第21号様式)
修学資金返還猶予申請書(第23号様式)(表)(裏:指定/都内施設証明)
返還届(第15号様式)
従事先変更届(第14号様式)(表)(裏:指定/都内施設証明)
住所等変更届(第7号様式)
修学資金返還免除申請書(第25号様式)(表)(裏 在職証明書)
連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第5号様式)
月賦額の特例に係る届出書
在職証明書(任意様式)
返還方法変更届
返還期間変更届

(以下の様式は、4枚複写式のものを1組挟み込んであります。)

東京都看護師等修学資金返還金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

口座振替依頼書以外の様式は、東京都保健医療局のホームページにも掲載しています。

不足の場合にはホームページからダウンロードして御利用ください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>

東京都保健医療局 看護師等修学資金

検索

修 学 資 金 借 用 証 書

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

租税特別措置法
第91条の3第2項
により印紙は必
要ありません。

東京都看護師等修学資金貸与条例に基づき東京都から貸与を受けた修学資金について、上記金額を確かに借用しました。
なお、この修学資金の返還については、同条例の規定を守り、私たちは連帯して修学資金返還予定明細書のとおり相違なく返還することを誓約します。

年 月 日

東京都知事 殿

本 人	貸与番号						
-----	------	--	--	--	--	--	--

(自署) ふりがな
氏 名 _____
郵便番号 _____
住 所 _____
電 話(自宅) _____ / (携帯) _____

(親権者又は後見人
(自署) ふりがな
氏 名 _____
郵便番号 _____
住 所 _____
電 話(自宅) _____ / (携帯) _____

連帯保証人 (自署) ふりがな
氏 名 _____ 印
郵便番号 _____
住 所 _____
電 話(自宅) _____ / (携帯) _____
勤務先名称 _____
勤務先住所 _____
勤務先電話 _____

注 1 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
注 2 申込時の連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更申請書・連帯保証書(第 5 号様式)によって連帯保証人の変更を申請してください。
注 3 本人及び連帯保証人の住所が変更となる場合は、住所等変更届(第 7 号様式)を提出してください。

(裏)

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

(氏名)

借用金額の内訳

養成施設等の名称	貸与終了理由
	1 卒業 2 期間満了 3 辞退 4 退学 5 その他 ()
借受期間	
年 月 から 年 月 まで (うち休止期間 年 月 から 年 月 まで)	
借受月額	借受回数
円	回

修学資金返還予定明細書

	返還の方法	1回の金額	返還回数
		百 十 万 千 百 十 円	
①全額返還となる 場合(都外就業や 退学など)	月賦 半年賦 一括		回
②都内施設に就業 した場合	月賦 半年賦 一括		回
③指定施設に5年 間就業した場合	月賦 半年賦 一括		回
④指定施設に7年 間就業した場合	月賦 半年賦 一括		回

(注) 納入期限までに返還されなかった場合、納入期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0%の割合で計算した延滞利子を請求します。

なお、延滞利子の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注) 修学資金返還予定明細書は、①から④まで全ての項目について記入してください。ただし、④は貸与金額が75,000円及び100,000円の場合のみ記入してください。

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号

ふりがな

氏 名

郵便番号

住 所

電 話

()

下記により、修学資金の返還猶予を申請します。

記

1 猶予申請の理由

- (1) 引き続き養成施設等に在学
 (2) 試験不合格により次年度の試験を再受験
 (3) 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学
 (4) 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事
 (5) 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事
 (6) 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 ()

(注) (1)から(6)までのうち該当するものに○を付けてください。

2 修学資金貸与終了後の予定

本人記入欄		従事先又は在学先の証明(医療施設又は学校が証明)
猶予申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	上記の者は、年 月 日から当施設(学校)に 従事中(常勤・非常勤(月128時間以上)) (職種:保健師・助産師・看護師・准看護師) 在学中(課程) であることを証明します。 年 月 日
就業場所・ 学校名称等		施設(学校)名 郵便番号 所在地 施設(学校)長名 印

(注) 1 猶予申請の理由が(1)又は(3)から(5)までに該当する場合、従事先又は在学先の証明が必要となります。

2 猶予申請の理由が(4)又は(5)に該当する場合、裏面の指定施設証明又は都内施設証明に記入してください。

3 猶予申請の理由が(2)又は(6)に該当する場合、申請理由を証明するものを添付してください。

3 免許取得状況

免許取得年月日・免許番号

年

月

日

第

号

(注) 1 猶予申請の理由が(3)から(5)までに該当する場合、免許取得年月日及び免許番号を記入してください。

2 「登録済証明書の写し」又は「免許証の写し」を添付してください(既に提出済みの場合は、必要ありません。)

4 貸与金額・返還状況

借受期間及び金額等	年 月 日から	年 月 日まで	か月	総額	円
現在までに返還した額	年 月 日から	年 月 日まで	か月	総額	円

(裏)

指 定 施 設 証 明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

都 内 施 設 証 明

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法
- 15 12から14まで以外の関係法令()
に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、 年 月 日現在、上記__の施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名



返		還		届		年		月		日	
東京都知事 殿											
貸与番号											
ふりがな											
氏 名											
郵便番号											
住 所											
電 話 ()											
下記の返還理由に該当したので届け出ます。											
なお、返還金については、修学資金返還予定明細書（別記第 21 号様式（裏））のとおり返還します。											
記											
1 返還理由											
(1) 受けていた修学資金の貸与が廃止された。											
(廃止された理由： 退学・都外転出・その他 ())											
(2) 受けていた修学資金を辞退した。											
(3) 受けていた修学資金の貸与期間が終了した。											
(4) 受けていた修学資金の一部について、返還債務の履行猶予に該当しない。											
(5) (1)から(3)に該当した後、返還債務の履行猶予を受けていたが、当該履行猶予に係る下記 の理由がなくなった。											
(理由がなくなった年月日： 年 月 日)											
【返還債務の履行猶予を受けていた理由】											
ア 養成施設等に在学しているため											
イ 試験不合格により次年度の試験を再受験するため											
ウ 卒業(修了)後、他種の養成施設等に進学したため											
エ 卒業(修了)後、指定施設において看護業務に従事しているため											
オ 卒業(修了)後、都内施設において看護業務に従事しているため											
カ 災害・疾病・出産・育児・介護・その他 () のため											
(6) その他 ()											
2 返還方法											
現在までに返還した額		円									
今回返還する額		円									
返還方法	返還期間		年		月から		年		月まで		
	月 賦	1 回の金額	百	十	万	千	百	十	円	回終了	
	半年賦	1 回の金額								回終了	
	一 括	1 回の金額									
備 考	借受期間		年		月から		年		月まで		
	借受金額		円								

(表)

従 事 先 変 更 届

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号

ふりがな

氏 名

郵便番号

住 所

電 話

()

下記のとおり看護業務の従事先を変更したので、届け出ます。

記

1 旧従事先 名 称

所 在 地 郵便番号

住 所

従 事 期 間 年 月 日から

年 月 日まで

(注) 旧従事先の在職証明書を添付してください。

2 新従事先 名 称

所 在 地 郵便番号 電話 ()

住 所

従事年月日 年 月 日 (常勤・非常勤)

職 種 (いずれかに○を付けてください。)

保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

上記の者は、 年 月 日から当施設に在職していることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名

印

(注) 裏面の指定施設証明又は都内施設証明も記入してください。

(裏)

指 定 施 設 証 明

- 1 医療法第7条の許可を受けた病床が200床未満の病院
- 2 医療法第7条の許可を受けた病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
- 3 ハンセン病療養所
- 4 医療法第1条の5第2項の診療所
- 5 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 6 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関
- 7 地域保健法第21条第2項第1号に規定する特定町村(保健師の場合に限る。)
- 8 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス(同法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)の事業を行う事業所
- 11 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設

都 内 施 設 証 明

- 12 医療法
- 13 介護保険法
- 14 児童福祉法
- 15 12 から 14 まで以外の関係法令 ()
に基づき、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置する施設

当施設は、 年 月 日現在、上記__の施設であることを証明します。

年 月 日

施設名

施設長名



住 所 等 変 更 届

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな
氏 名

郵便番号

住 所

電 話 ()

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

新

ふりがな 氏 名				区 分	本 人 ・ 連帯保証人	
郵便番号		住 所				
職 業				電	自 宅	
				話	携 帯	

旧

ふりがな 氏 名				区 分	本 人 ・ 連帯保証人	
郵便番号		住 所				
職 業				電	自 宅	
				話	携 帯	

(注) 区分欄は、該当するものに○を付けてください。

修学資金返還免除申請書					
東京都知事 殿		年 月 日			
		ふりがな 申請者の氏名			
		住 所 〒			
		電 話 番 号 ()			
		貸与番号			
		ふりがな ※借受人の氏名			
		※申請者が借受人本人である場合は、記入の必要はありません。			
下記により、修学資金の返還免除を申請します。					
記					
1 免除要件及び免除申請額					
免除要件	貸与月額	ア 25,000	イ 50,000	ウ 75,000	エ 100,000
(1) 指定施設 5 年間従事		25,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)
(2) 指定施設 7 年間従事		—	—	25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (か月)
(3) 都内施設 5 年間従事		25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (か月)	25,000× 貸与月数 (か月)
(4) 業務上の死亡又は 心身の故障		25,000× 貸与月数 (か月)	50,000× 貸与月数 (か月)	75,000× 貸与月数 (か月)	100,000× 貸与月数 (か月)
免除申請額		円			
(注) (1) から (4) まで及びアからエまでのうち該当するものに○を付けてください。また、該当欄の () 内に貸与月数を記入し、算定した免除申請額を記入してください。					
(注) (2) の場合は、(1) で算定した額と合算した額が免除申請額となります。					
(注) 指定施設に就職後 5 年未満で都内施設に転職した場合又は都内施設から指定施設に転職した場合で、通算して 5 年以上看護業務に従事したときは、都内施設において就業したものとみなします。					
2 養成施設等卒業(修了)後の状況					
免除申請期間	就業場所・進学校名称等	左記期間を証明する書類の有無			
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)			
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)			
年 月から 年 月まで (か月)		・在職証明書(有・無) ・その他書類(有・無)			
(注) 就業場所の在職証明書を添付し、書類の有無に○を付けてください。					
3 貸与金額・返還状況					
借 受 期 間 及 び 金 額	年 月から	年 月まで	か月	総額	円
現在までに返還した額	年 月から	年 月まで	か月	総額	円

連帯保証人変更申請書・連帯保証書

連帯保証人変更申請書

年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな
氏 名
郵便番号
住 所
電 話 ()

下記のとおり連帯保証人の変更を申請します。

記

- 1 新連帯保証人
- (1) ふりがな 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 郵便番号
- 住 所
- (4) 電 話(自宅) ()
- () (携帯) ()
- (5) 借受人本人との関係
- (6) 職 業
- (7) 勤務先名称
- 住所
- 電話 ()
- (8) 年 収 万円

2 旧連帯保証人氏名

3 変更の理由 ()

連 帯 保 証 書

年 月 日

東京都知事 殿

新連帯保証人氏名 (自署) 印

修学資金の返還については、借受人と連帯して責任を負うことを誓約します。

(注) 連帯保証人は、登録された印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

一定の条件を満たしたことによる月賦額の特例に係る届出

私は、下記のとおり、東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項第3号に規定する要件を満たすため、修学資金返還予定明細書（別記第21号様式（裏））記載の返還方法、金額、返還回数にかかわらず、返還届（別記第15号様式）に記載のとおり届け出ます。

なお、要綱第6条第1項第4号の規定により、同条同項第3号の要件を満たさなくなったときは、修学資金返還予定明細書に記載した返還方法及び金額により返還します。

記

- 1 貸与総額（_____円）÷月賦額（50,000円）＝ _____か月
- 2 猶予されない返還債務（_____円）÷25,000円＝ _____か月
- 3 2で算出した期間が、1で算出した期間を超えていない。

東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱（抜粋）

（返還及び返還方法（条例第11条関係））

第6条 返還期間及び月賦額は、以下の各号に定めるとおりとする。

（1） 返還期間は、貸与総額を月賦額で除して得た期間とする。ただし、条例及び規則で定める期間を超えないものとする。

（2） 月賦額は、次のアからエまでに掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該アからエまでに定める額とする。ただし、修学資金の貸与を受けた者が、当該アからエまでに定める額以上の月賦額を希望する場合は、この限りではない。

ア 月額25,000円 25,000円

イ 月額50,000円 50,000円

ウ 月額75,000円 50,000円

エ 月額100,000円 50,000円

（3） 前号にかかわらず、返還債務のうち猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を25,000円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないときは、猶予されない返還債務の月賦額を25,000円とすることができる。

（4） 履行猶予の額に変更があったとき又は履行猶予が終了したときは、返還期間及び返還債務の額を再度、算定するものとする。

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

在職証明書

- 1 ^{ふりがな}氏名

- 2 生年月日

- ### 3 医療機関名及び所在地等

医療機関名

所在地 〒

電話番号

- 4 勤務形態 (いずれかに○を付けてください)

① 常勤 ② 非常勤（毎月128時間以上・毎月128時間未満）従事

- 5 在職期間 (いずれかに○を付けてください)

年 月 日 ~ 年 月 日

上記在職期間のうち、休職期間 あり ・ なし

【休職期間】 年 月 日～ 年 月 日

【休職理由】 産休 ・ 育休 ・ 傷病 ・ その他（ ）

- 6 職種 (いずれかに○を付けてください)

保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師

上記のとおり在職
していること
していたこと
を証明する。(いずれかに○を付けてください)

していたこと

年 月 日

医療機関名

医療機関の長



返 還 方 法 変 更 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな

氏 名

住 所 (〒)

電 話 ()

下記のとおり修学資金の返還方法の変更を申請します。

記

- 1 返還方法 一括全部繰上返還 ・ 一部繰上返還 (引落額 _____ 円)
(いずれかに○を付けてください。)

※一部繰上返還の場合、引落額にご記載いただいた金額を「2 引落時期」に引落します。引落額は、月賦額又は半年賦額単位でご記載ください。

- 2 引落時期 _____ 年 _____ 月末 引落し希望

※原則変更届提出月の翌月ですが、希望月がある場合に限りご記載ください。

- 3 返還を猶予している 2 口目以降の貸与番号(複数口貸与を受けている場合)

貸与番号 (1)							
貸与番号 (2)							
貸与番号 (3)							

※1 口分繰上返還すると、現在猶予中の貸与番号分の返還期間も順番に繰上がります。

返 還 期 間 変 更 届

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

貸与番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな
氏名 _____
住 所 (〒 _____)
電 話 (_____)

下記のとおり修学資金の返還期間の変更を申請します。

記

- 1 変更前の返還期間 _____年_____月から_____年_____月まで
- 2 変更後の返還期間 _____年_____月から_____年_____月まで
- 3 返還を猶予している2口目以降の貸与番号(複数口貸与を受けている場合)

貸与番号(1)							
貸与番号(2)							
貸与番号(3)							

※1口分返還期間を変更すると、現在猶予中の貸与番号分の返還期間も繰上がります。

ナースバンクのご案内

東京都ナースプラザ「ナースバンク東京・立川」では、
看護職の皆さまの就職や、仕事上の悩みのご相談をお受けしています

- * 思い描いていた現場と現実とのギャップが想像以上に大きく、
仕事を続けられる自信がない
- * 希望する看護に携われず、モチベーションが上がらない
- * 自分は看護職に向いていないんじゃないかと不安

・・・など

◎ 就業継続に悩んだら、是非一度ご相談ください ◎

ナースバンクの強みとは？

- 相談員は、長い看護経験があり、看護の職場をよく知っています
- 病院だけでなく、さまざまな看護の職場についての情報があります



ナースバンク東京

〒160-0023 新宿区西新宿 4-2-19 東京都看護協会会館 2 階

Tel : 03-5309-2065 Fax : 03-5309-2066

都営大江戸線「西新宿五丁目駅」A1 又は A2 出口から徒歩 4 分

東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」2 番出口から徒歩 10 分

ナースバンク立川

〒190-0012 立川市曙町 1-21-1 いちご立川ビル 6 階

Tel : 042-529-7077 Fax : 042-529-7071

JR「立川駅」より徒歩 7 分

多摩都市モノレール線「立川北駅」より徒歩 7 分

東京都ナースプラザ

検索

<https://www.np-tokyo.jp>

◎東京都ナースプラザは、東京都の指定を受けた都道府県ナースセンターです。

◎東京都ナースプラザでは、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、看護職の確保・定着に関する 4 つの事業を行っています。

①ナースバンク事業 ②研修事業 ③普及啓発事業 ④看護職員地域確保支援事業

【宛名ラベル】

東京都に書類を提出する際に御利用ください。

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行
〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行	〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都保健医療局医療政策部医療人材課 修学資金担当 行

東京都看護師等修学資金修学生のしおり

(令和 7 年度 貸与終了者用)

登録番号 (7) 1 3 1

令和 7 年 11 月発行

東京都保健医療局医療政策部医療人材課

修学資金担当

郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 (03) 5320-4444 (直通)

保健医療局修学資金ホームページ

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/shikaku/syugaku/index.html>